

平成19年第1回常陸太田市議会定例会会議録

目 次

招集告示	5
平成19年第1回常陸太田市議会定例会会期日程	6
◎第1号 3月6日(火)	
○議事日程(第1号)	7
○本日の会議に付した事件	8
○出席議員	9
○説明のため出席した者	9
○事務局職員出席者	9
開 会	9
開 議	9
○会議録署名議員の指名	10
○諸般の報告	10
○日程第 1 会期の決定	11
○日程第 2 施政方針説明	11
○日程第 3 議案第1号ないし議案第17号(一括上程)	18
提案理由説明	19
○日程第 4 議案第18号ないし議案第28号(一括上程)	25
提案理由説明	25
○日程第 5 議案第29号ないし議案第39号(一括上程)	34
提案理由説明	34
散 会	49
◎第2号 3月8日(木)	
○議事日程(第2号)	51
○本日の会議に付した事件	51
○出席議員	51
○説明のため出席した者	51
○事務局職員出席者	52
開 議	52
○日程第 1 議案質疑 議案第1号ないし議案第39号(一括上程)	52
質 疑 22番 立原 正一君	52
26番 宇野 隆子君	69

○日程第 2	請願委員会付託	7 8
○日程第 3	常陸太田市農業委員会委員の推薦について	7 8
○日程第 4	茨城県後期高齢者医療広域連合議会議員選挙について	7 9
散 会		8 1

◎第3号 3月9日（金）

○議事日程（第3号）	8 3
○本日の会議に付した事件	8 3
○出席議員	8 3
○説明のため出席した者	8 3
○事務局職員出席者	8 4
開 議	8 4
○日程第 1 一般質問 2 2 番 立原 正一君	8 4
2 番 深谷 渉君	1 0 4
1 2 番 菊池 伸也君	1 1 7
6 番 深谷 秀峰君	1 2 4
7 番 平山 晶邦君	1 3 0
1 番 木村 郁郎君	1 3 8
散 会	1 4 4

◎第4号 3月12日（月）

○議事日程（第4号）	1 4 5
○本日の会議に付した事件	1 4 5
○出席議員	1 4 5
○説明のため出席した者	1 4 5
○事務局職員出席者	1 4 6
開 議	1 4 6
○日程第 1 一般質問 3 番 鈴木 二郎君	1 4 6
1 1 番 茅根 猛君	1 5 3
2 0 番 小林 英機君	1 6 8
1 6 番 山口 恒男君	1 8 1
2 6 番 宇野 隆子君	1 9 2
散 会	2 0 9

◎第5号 3月20日（火）

○議事日程（第5号）	2 1 1
------------	-------

○本日の会議に付した事件	2 1 1
○出席議員	2 1 1
○説明のため出席した者	2 1 1
○事務局職員出席者	2 1 2
開 議	2 1 2
○諸般の報告	2 1 2
○日程第 1 委員長報告 議案第 1 号ないし議案第 3 9 号, 請願第 1 号	
総務委員長 黒沢 義久君	2 1 2
文教民生委員長 関 英喜君	2 1 3
産業水道副委員長 益子 慎哉君	2 1 4
建設委員長 沢畠 亮君	2 1 5
予算特別委員長 山口 恒男君	2 1 5
討 論 2 6 番 宇野 隆子君	2 1 6
1 6 番 山口 恒男君	2 1 8
採 決	2 1 9
○日程第 2 議案第 4 0 号	2 2 2
提案理由説明	2 2 2
採 決	2 2 3
○日程第 3 議員提案第 1 号ないし議員提案第 2 号 (一括上程)	2 2 3
提案理由説明	2 2 3
採 決	2 2 5
○日程第 4 所管事務調査について	2 2 6
閉 会	2 2 7

資 料

議案等委員会付託表	2 2 9
請願文書表（第 1 号）	2 3 1
一般質問発言通告者及び発言要旨	2 3 2
総務委員会審査報告書	2 3 6
文教民生委員会審査報告書	2 3 8
産業水道委員会審査報告書	2 4 0
建設委員会審査報告書	2 4 1
予算特別委員会審査報告書	2 4 2
総務委員会所管事務調査について	2 4 4
文教民生委員会所管事務調査について	2 4 5
産業水道委員会所管事務調査について	2 4 6
建設委員会所管事務調査について	2 4 7
議会運営委員会所管事務調査について	2 4 8

常陸太田市告示第 2 0 号

平成 1 9 年第 1 回常陸太田市議会定例会を、次のとおり招集する。

平成 1 9 年 2 月 2 7 日

常陸太田市長 大 久 保 太 一

1. 期 日 平成 1 9 年 3 月 6 日

2. 場 所 常陸太田市議会議場

平成19年第1回常陸太田市議会定例会会期日程

平成19年3月6日

月 日	曜	会 議 別	主 な 内 容
3月 6日	火	本 会 議	1. 開 会 2. 会期の決定 3. 施政方針説明 4. 議案説明
3月 7日	水	休 会	
3月 8日	木	本 会 議	1. 議案質疑 2. 委員会付託
3月 9日	金	本 会 議	1. 一般質問
3月10日	土	休 会	
3月11日	日	休 会	
3月12日	月	本 会 議	1. 一般質問
3月13日	火	委 員 会	1. 総務委員会 2. 文教民生委員会
3月14日	水	委 員 会	1. 産業水道委員会 2. 建設委員会
3月15日	木	委 員 会	1. 予算特別委員会
3月16日	金	委 員 会	1. 予算特別委員会
3月17日	土	休 会	
3月18日	日	休 会	
3月19日	月	休 会	
3月20日	火	本 会 議	1. 委員長報告（質疑・討論・採決） 2. 閉 会

平成19年第1回常陸太田市議会定例会会議録

平成19年3月6日（火）

議 事 日 程（第1号）

平成19年3月6日午前10時開議

- 日程第 1 会期の決定
- 日程第 2 施政方針説明
- 日程第 3 議案第 1 号 常陸太田市副市長の定数を定める条例の制定について
- 議案第 2 号 常陸太田市まちづくり振興基金の設置、管理及び処分に関する条例の制定について
- 議案第 3 号 常陸太田市農業集落排水事業債償還基金の設置、管理及び処分に関する条例の制定について
- 議案第 4 号 常陸太田市戸別合併処理浄化槽設置事業運営審議会条例の制定について
- 議案第 5 号 常陸太田市生活支援促進施設の設置及び管理に関する条例の制定について
- 議案第 6 号 常陸太田市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について
- 議案第 7 号 常陸太田市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について
- 議案第 8 号 常陸太田市職員の給与に関する条例の一部改正について
- 議案第 9 号 常陸太田市中小企業事業資金融資あっせん条例の一部改正について
- 議案第 10号 常陸太田市障害児就学指導委員会条例の一部改正について
- 議案第 11号 常陸太田市公民館の設置及び管理等に関する条例の一部改正について
- 議案第 12号 常陸太田市コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 議案第 13号 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理について
- 議案第 14号 学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理について
- 議案第 15号 茨城県市町村総合事務組合規約の変更について
- 議案第 16号 茨城租税債権管理機構規約の変更について
- 議案第 17号 茨城北農業共済事務組合規約の変更について
- 日程第 4 議案第 18号 平成18年度常陸太田市一般会計補正予算（第7号）について

- 議案第 19 号 平成 18 年度常陸太田市国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）について
- 議案第 20 号 平成 18 年度常陸太田市老人保健特別会計補正予算（第 2 号）について
- 議案第 21 号 平成 18 年度常陸太田市介護保険特別会計補正予算（第 3 号）について
- 議案第 22 号 平成 18 年度常陸太田市下水道事業特別会計補正予算（第 4 号）について
- 議案第 23 号 平成 18 年度常陸太田市農業集落排水事業特別会計補正予算（第 3 号）について
- 議案第 24 号 平成 18 年度常陸太田市戸別合併処理浄化槽設置整備事業特別会計補正予算（第 2 号）について
- 議案第 25 号 平成 18 年度常陸太田市簡易水道事業特別会計補正予算（第 3 号）について
- 議案第 26 号 平成 18 年度常陸太田市宅地分譲事業特別会計補正予算（第 1 号）について
- 議案第 27 号 平成 18 年度常陸太田市水道事業会計補正予算（第 2 号）について
- 議案第 28 号 平成 18 年度常陸太田市工業用水道事業会計補正予算（第 3 号）について
- 日程第 5 議案第 29 号 平成 19 年度常陸太田市一般会計予算について
- 議案第 30 号 平成 19 年度常陸太田市国民健康保険特別会計予算について
- 議案第 31 号 平成 19 年度常陸太田市老人保健特別会計予算について
- 議案第 32 号 平成 19 年度常陸太田市介護保険特別会計予算について
- 議案第 33 号 平成 19 年度常陸太田市下水道事業特別会計予算について
- 議案第 34 号 平成 19 年度常陸太田市農業集落排水事業特別会計予算について
- 議案第 35 号 平成 19 年度常陸太田市戸別合併処理浄化槽設置整備事業特別会計予算について
- 議案第 36 号 平成 19 年度常陸太田市簡易水道事業特別会計予算について
- 議案第 37 号 平成 19 年度常陸太田市宅地分譲事業特別会計予算について
- 議案第 38 号 平成 19 年度常陸太田市水道事業会計予算について
- 議案第 39 号 平成 19 年度常陸太田市工業用水道事業会計予算について

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 会期の決定
- 日程第 2 施政方針説明
- 日程第 3 議案第 1 号ないし議案第 17 号（一括上程・提案理由説明）

日程第 4 議案第18号ないし議案第28号（一括上程・提案理由説明）

日程第 5 議案第29号ないし議案第39号（一括上程・提案理由説明）

出席議員

議 長	高 木 将 君	副議長	梶 山 昭 一 君
1 番	木 村 郁 郎 君	2 番	深 谷 涉 君
3 番	鈴 木 二 郎 君	4 番	荒 井 康 夫 君
5 番	益 子 慎 哉 君	6 番	深 谷 秀 峰 君
7 番	平 山 晶 邦 君	8 番	成 井 小太郎 君
9 番	福 地 正 文 君	10 番	高 星 勝 幸 君
11 番	茅 根 猛 君	12 番	菊 池 伸 也 君
13 番	関 英 喜 君	14 番	片 野 宗 隆 君
15 番	平 山 伝 君	16 番	山 口 恒 男 君
17 番	川 又 照 雄 君	18 番	後 藤 守 君
19 番	黒 沢 義 久 君	20 番	小 林 英 機 君
21 番	沢 畠 亮 君	22 番	立 原 正 一 君
25 番	生田目 久 夫 君	26 番	宇 野 隆 子 君

説明のため出席した者

市 長	大久保 太 一 君	助 役	梅 原 勤 君
教 育 長	小 林 啓 徳 君	市長公室長	川 又 善 行 君
総 務 部 長	柴 田 稔 君	市民生活部長	綿 引 優 君
保健福祉部長	増 子 修 君	産 業 部 長	小 林 平 君
建 設 部 長	川 又 和 彦 君	金砂郷支所長	菊 池 勝 美 君
水府支所長	根 本 洋 治 君	里美支所長	大 森 茂 樹 君
水 道 部 長	西 野 勲 君	消 防 長	篠 原 麻 男 君
教 育 次 長	岡 部 恒 雄 君	秘 書 課 長	山 崎 修 一 君
総 務 課 長	大和田 隆 君	参事兼出納室長	大 谷 利 行 君
監 査 委 員	檜 山 直 弘 君		

事務局職員出席者

事 務 局 長	椎 名 義 夫	副 参 事	佐 川 尚 樹
次長兼庶務係長	吉 成 賢 一	議 事 係 長	岡 田 和 也

午前10時開会

○議長（高木将君） ご報告いたします。

ただいま出席議員は２６名であります。よって、定足数に達しております。

これより平成１９年第１回常陸太田市議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

会議録署名議員の指名

○議長（高木将君） 会議録署名議員の指名をいたします。

会議録署名議員には、会議規則第８１条の規定により

４番 荒井康夫君 １７番 川又照雄君

の両君を指名いたします。

諸般の報告

○議長（高木将君） 諸般の報告を行います。

最初に、議長会の経過についてご報告いたします。

去る１月２３日、筑西市において茨城県市議会議長会が開催されました。会議内容については、お手元に配付いたしました報告書によりご承知願います。

次に、総務、文教民生、産業水道、建設、議会運営の各委員会の委員長から、所管事務調査報告書が提出されておりますので、ご報告いたします。

次に、２月２２日付で、茨城県つくば市花畑３－９－１０、茨城県公務労組連絡会公務共闘議長河和宏氏から、改憲手続法案にかかわる陳情書が、同じく２月２２日付で、茨城県つくば市花畑３－９－１０、茨城県公務労組連絡会公務共闘議長河和宏氏から、自主性、自律性を持った地方教育行政の推進と全国一斉学力テスト、教員免許更新制にかかわる陳情書が、お手元に配付してありますとおりに提出されておりますので、ご報告いたします。

次に、地方自治法第１２２条の規定により、平成１８年常陸太田市事務に関する説明書がお手元に配付されておりますとおりに提出されておりますので、ご報告いたします。

次に、監査委員から、平成１８年１２月、平成１９年１月及び２月例月現金出納検査の結果について報告書が別紙写しのおりに提出されておりますので、ご報告いたします。

次に、地方自治法第１２１条の規定により、提出案件説明のため、次の者を議場に出席するよう要求いたしましたのでご報告いたします。

市 長	大久保 太 一 君	助 役	梅 原 勤 君
教 育 長	小 林 啓 徳 君	市長公室長	川 又 善 行 君
総 務 部 長	柴 田 稔 君	市民生活部長	綿 引 優 君
保健福祉部長	増 子 修 君	産 業 部 長	小 林 平 君
建 設 部 長	川 又 和 彦 君	金砂郷支所長	菊 池 勝 美 君
水府支所長	根 本 洋 治 君	里美支所長	大 森 茂 樹 君
水道部長	西 野 勲 君	消 防 長	篠 原 麻 男 君
教 育 次 長	岡 部 恒 雄 君	参事兼出納室長	大 谷 利 行 君

秘書課長 山崎 修一 君
監査委員 檜山 直弘 君

総務課長 大和田 隆 君

以上、19名でございます。

以上で諸般の報告を終わります。

○議長（高木将君） 本日の議事日程は、お手元に配付いたしました議事日程表のとおりといたします。

日程第1 会期の決定

○議長（高木将君） 日程第1、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

今期定例会の会期は、お手元に配付いたしました会期予定表のとおり、本日から3月20日まで15日間といたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高木将君） ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日から3月20日まで15日間と決定いたしました。

日程第2 施政方針説明

○議長（高木将君） 次、日程第2、平成19年度施政方針について市長より説明を求めます。
市長。

〔市長 大久保太一君登壇〕

○市長（大久保太一君） 本日平成19年第1回市議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、ご健勝にてご出席を賜りまことにありがとうございます。日ごろ市政運営の推進につきましては、深いご理解とご支援をいただき、心から感謝と御礼を申し上げる次第でございます。

今期定例会は平成19年度の予算を初め、重要案件についてご審議をいただきます。議案の説明に先立ちまして、市政運営に当たる基本方針と平成19年度の施策の概要を申し上げ、議員の皆様のご賛同を賜り、あわせて市民の皆様に一層のご理解とご協力をいただきたいと思います。

さて、現在の地方を取り巻く環境は、年々地方分権が進む中において、より一層自立と地域の自己責任による地域経営が求められる時代となっております。私たちの常陸太田市という地域がこれからも存続するためには、市民の方々と行政がともに知恵を出し合い、ともに責任を担う時代に來ております。

また、平成19年度の地方財政は地方財政計画の規模の抑制に努めても、なお平成18年度に引き続き大幅な財源不足の状況にあります。地方財政の借入金残高は、平成19年度末に199兆円と見込まれ、今後その償還負担が高水準で続くことに加えて、社会保障関係経費の自然増も見込まれるところでありまして、将来の財政運営が圧迫されることが強く懸念をされております。

地方公共団体におきましては、地方分権の時代にふさわしい簡素で効率的な行政システムを確立するため、徹底した行政改革を推進するとともに、歳出の見直しによる抑制と重点化を進め、また、歳入面でも自主財源について積極的な確保策を講じるなど、効率的で持続可能な財政への転換を図ることが急務となっております。

さらに国においては、交付税、補助金の見直しとあわせ、税源移譲を含めた税源配分の見直しを行うなど一体的な検討を行うことになっております。

このような中、本市においては、昨年12月には、合併後の新市の将来像を長期的な視点に立って見通し、市政運営を総合的かつ計画的に行うため、平成19年度を初年度とする常陸太田市第5次総合計画を決定いたしました。市の将来像については、「自然・歴史を活かし、人・地域がかがやく協働のまち」とし、常陸太田市の誇る地域環境・潜在力である豊かな自然、息づく歴史、あふれ出る真心を生かして、市民のだれもが住んでよかったと思えるまちを目指すものとしたしました。輝く人づくり、安らぎのある快適環境づくり、まちの元気づくりを施策の基本として、一つ一つ着実に諸施策を進めてまいります。これからのまちづくりは、市民の皆さんと行政が一緒にまちを考え、行動し、つくっていくことが大切であると考えており、市民協働のまちづくりに取り組んでまいります。

次に、平成19年度の予算と施策の概要について申し上げます。国においては、経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006に沿って、国の歳出予算と歩みをついて、地方の歳出を見直すこととし、定員の純減と給与構造改革等による給与関係経費の抑制や、地方単独事業費を抑制することにより、財源不足額の圧縮を図ることとする一方、地方税、地方交付税等の一般財源の増額を確保することを基本といたしまして、地方財政対策を講じることとし、地方財政計画の規模は83兆1,261億円で、前年度に比較して247億円、0.03%の減と、6年連続して減額となりました。

一般財源につきましては、前年度に引き続き、総額が確保されたというものの、地方交付税が15兆2,027億円で、前年度に比較して7,046億円、4.4%の減、臨時財政対策債が2兆6,300億円で、前年度に比較して2,772億円、9.5%の減となり、地方交付税の比率が高い本市にありましては、昨年にもまして大変厳しい予算編成となりました。

このような中で、第5次総合計画及び合併まちづくり計画に位置づけられた諸施策を着実に推進するとともに、速やかに地域の一体性を確保し、合併効果を生かしながら、給与関係経費の削減、交際費、旅費、消耗品費等の縮減、常勤特別職の給料の削減、管理職手当の削減、時間外勤務手当の縮減など、経常経費の徹底した節減・合理化に努めますとともに、民間委託の推進、指定管理者制度の導入及び補助金の整理・合理化等によりまして、経費の縮減を図るなど、限られた財源を有効に活用することを基本といたしまして、予算編成を行いました。

この予算編成に当たっては、2年目となる定員適正化計画に基づく職員数の削減などによりまして、職員に係る人件費を前年度との比較で、1億6,800万円、3.1%を削減するとともに、計画的な市債残高の減額と将来の財政負担軽減を図るため、市債の発行額を元金償還額の80%以内に抑制し、可能な限り交付税算入率の高い有利な起債を充てております。さらに市債を抑制

する中で、合併特例事業債を有効に活用し、まちづくりの財源として新たな基金を設置するなど、将来の健全な財政運営を念頭に置いて、緊縮型予算を編成しました。

平成19年度の各会計の予算規模についてであります。初めに一般会計は234億3,600万円で、1.5%の減であります。特別会計は8会計で、総額199億365万9,000円、1.3%の増、企業会計は2会計で、総額23億35万6,000円、21.3%の増となっております。各会計の予算を合計いたしますと、456億4,001万5,000円で、0.7%の増となっております。

以下、行政の各分野について、施策の基本的な考え方と概要を申し上げます。

初めに、行政力改革についてであります。地域協働の推進と市民参画につきましては、市民の一体感の醸成や地域の振興を目的としたまちづくり振興基金を新たに設置し、市民の自立的な活動や支援などに活用いたします。また、新たに市民協働推進課を設け、全庁的に各施策・事業において、市民との協働を強力に推進してまいります。その一環として、各種計画等の形成過程において、公正・透明性を確保するとともに、市民の多様な意見を把握するため、パブリック・コメント制度を導入してまいります。

さらに、協働によるまちづくりを進めるに当たり、市の施策や各種制度など市民の身近な問題や取り組みなどについて、市民の要望に応じて市職員による出前講座を開設してまいります。行政組織機構につきましては、簡素で合理的、そして、迅速な行政意思を決定できる組織の構築を目指し、平成19年4月から新たな行政組織を発足いたします。市政の総合調整、特命事項の推進を図る政策推進室を設置するとともに、健康で楽しい生活を営んでいただくために、保健センターを健康づくり推進課として位置づけ、健康づくりにかかわる市民サービスの向上を目指します。

また、内部組織として、職員給与等適正化検討委員会を発足させ、定員管理適正化計画に基づく、職員数の抑制を図るとともに、職員給与の適正化等について検討を進めます。

さらに、総合計画前期基本計画においては、各施策に施策目標を設定したところですが、厳しい財政状況下において、効率的かつ効果的な行財政運営を進めるため、行政評価制度を構築し、PDCAの一層の徹底を図ってまいります。

市税につきましては、適正な課税に努め、税収の確保を進めるため、税政係を納税推進係として、公平な税政と財政基盤の安定に努めてまいります。特に、国から地方への税源移譲による市民税の確保については、徴収体制を強化して対応してまいります。

次に輝く人づくりについてであります。人がいて、地域があります。市民一人一人の暮らしと活動に、生きる力がみなぎっていることが、まちの快適環境と元気のもととなります。市民一人一人が、地域社会の中で個性、能力、技を発揮できる輝く人づくりを進めてまいります。

初めに、未来を拓く人づくりでございます。

子育て支援につきましては、次世代育成支援行動計画に基づき、事業の推進を図ってまいります。

特に、子育ての環境整備を図るため、地域子育て支援センターの充実に努めるとともに、要保

護児童の早期発見や適切な保護を図るため常陸太田市子どもサポートネットワークとの密接な連携を図り、虐待のない社会の形成に努めてまいります。

また、小学校児童の放課後の安全な居場所づくりを推進するため、地域の方々との連携による放課後子ども教室推進事業に取り組んでまいります。

幼稚園教育につきましては、全幼稚園において3歳児保育・預かり保育を拡充し、幼児の心身の健全な発達を図るとともに、新たに太田進徳幼稚園及び幸久幼稚園において、給食を実施し、食育教育の充実及び保護者の子育て支援に努めてまいります。

学校施設につきましては、常陸太田市における学校施設等のあり方についての答申を踏まえ、小中学校の適正規模や幼稚園のあり方、児童生徒、園児数の推移を見ながら施設の整備等も考慮し、計画的な配置を推進してまいります。施設整備につきましては、峰山中学校改築に伴う基本設計、里美中学校旧校舎解体撤去工事及び世矢幼稚園給食パントリーを整備してまいります。

楽しい人生の生きがいでございます。

生涯学習の推進につきましては、市民ニーズや社会背景などに配慮しまして、世代別・課題別の学習機会や時代の要請に応じた学習内容の充実、市民との協働運営による講座や教室の開催、市民提案による学習会の拡充など学習プログラムの多様化・高度化を図ってまいります。

スポーツ・レクリエーション活動への支援につきましては、身近な地域で、だれでも、いつでも、世代を超えて、気軽にスポーツを楽しめる環境をつくるため、総合型地域スポーツクラブ設立の促進を図ってまいります。

また、地域における文化活動の活性化を図りますため、NHK全国放送公開番組「NHKのど自慢」の本市での開催招致について活動してきましたところ、本年6月17日に市民交流センターでの開催が決定いたしました。

次に、安らぎのある快適環境づくりであります。地域社会の中で、市民や地域がその能力を生かし、お互いに支え合いながら暮らす地域コミュニティの充実を図るとともに、すぐれた自然環境の保全、私たちが暮らす源となる生活環境の充実、市民の生活や生命を守る地域社会の確保など安らぎのある快適環境づくりを進めてまいります。

ぬくもりのあるコミュニティづくりでございます。

障害者福祉につきましては、障害者自立支援法に基づく利用者自己負担金について、新たに市独自の軽減措置を実施してまいります。

高齢者福祉につきましては、地域で安心して暮らすことができるための宅配買い物代行サービス助成事業の拡充を図るとともに、外出支援サービス事業や緊急通報体制等整備事業、配食サービス事業、在宅介護支援センター運営事業など、きめ細かなサービスの提供と介護予防事業の充実 に努めてまいります。

市民の地域活動への支援につきましては、総合計画での各施策を展開していくにあたり、市民と行政との協働のまちづくりの実現を図るため、地域づくり活動や市民活動を支援し、市民参加の基盤を整えてまいります。

国民健康保険につきましては、診療報酬明細書(レセプト)や健診事業からの疾病分析を行い、

生活習慣病対策としての「特定健康診査等実施計画」を策定して進めてまいります。

老人保健につきましては、後期高齢者医療広域連合において、事業の推進を図ってまいります。

保健予防につきましては、基本健康診査を初め、各種がん検診の受診啓発と受診率の向上を図り、早期発見・早期治療と事後指導の強化に努めるとともに、各地区集会所等で健康相談、栄養指導・栄養改善を実施してまいります。

介護予防につきましては、地域包括支援センターの機能充実を図るとともに、シルバーリハビリ体操指導士の連携のもと、介護予防とリハビリを目的に行ういきいきヘルス体操の普及・拡大を市内全地区で実施し、転倒予防、体力維持・向上に努めてまいります。

次に、快適な暮らしづくりについてでございます。

道路の整備につきましては、市民生活を初め経済・社会活動を支える上で、最も重要な社会資本となっておりますことから、幹線道路である国道293号バイパス、国道461号の水府里美間の拡幅及び県道常陸那珂港山方線や身近な生活道路の整備を国や県など、関係機関の協力をいただき、積極的に推進をしてまいります。

広域幹線道路と位置づけております常陸太田南部幹線道路延長7.5キロメートルの全区間ににつきましては、本年度より早期完成に向け、事業に着手してまいります。

常陸太田駅周辺地区の整備につきましては、中心市街地の活性化を図るとともに、JR水郡線の利用促進と利便性の向上が求められておりますことから、平成19年度に駅前広場、国道等の都市計画の変更手続を進めるとともに、早期に整備計画を取りまとめ、平成20年度から整備工事に着手する予定であります。

公共交通体系の整備につきましては、路線バスの減便や廃止が進む中で、小中学校児童生徒の通学や高齢者の日常生活の利便を図るため、路線バスの存続、市民バス路線などの見直し及び予約型乗合タクシーの試行運行を実施してまいります。

上水道事業につきましては、企業経営の健全化を基本姿勢とし、今後の水需要の動向を的確に把握するとともに、第8次拡張事業として、佐竹地区に配水池の新設などの整備を図り、安全でおいしい水の安定供給に努めてまいります。なお、第8次拡張事業の実行に当たっては、給水人口の変動等をさらに精査をし、考慮して慎重に実施してまいります。

また、水道施設情報管理一元化のため、瑞竜浄水場内に金砂郷地区の遠方監視装置を移設するなど、事業統合に向けた施設の整備を図ってまいります。

公共下水道事業につきましては、市民の快適な生活環境をつくるとともに、河川等の水質保全を図りますため、引き続き下河合町、上河合町、磯部町、大森町などの整備を推進してまいります。

特定環境保全公共下水道事業につきましては、処理施設の整備が完了いたしましたことから、本年4月より久米、大里を初めとする一部区域において供用の開始を予定しております。また、第2期工事以降の計画については、費用対効果の観点から見直しを図り、市民の納得の得られるものいたします。

農業集落排水事業につきましては、施設の竣工に伴い、中野小島地区を本年4月より供用を開

始するとともに、佐都4地区が、平成19年度新規補助採択となりましたことから、同地区の整備を推進してまいります。

戸別合併処理浄化槽設置整備事業につきましては、これまで里美地区を対象としてきましたが、今後は市内全域に区域を拡大するなど、引き続き下水道事業の推進に努めてまいります。

し尿処理対策につきましては、市内全地域の許可制度導入に向け、直営で行っております常陸太田地区の生し尿収集業務の見直しを行ってまいります。

なお、里美クリーンセンターにつきましては、汚泥再生処理施設として整備してまいります。

ごみ処理対策につきましては、ごみ減量推進係を新設いたしまして、出前講座や地区説明会によるごみの資源化・減量化の啓発活動強化を図り、資源循環型の地域形成に向けた取り組みを進め、ごみの減量化による処理費用の削減に努めてまいります。

情報基盤の整備につきましては、地域格差を是正するため、上宮河内町に移動通信用鉄塔を建設してまいります。

安心・安全なまちづくりについて申し上げます。

安心・安全なまちづくりにつきましては、市民による自主防犯組織の育成・支援・強化や防犯灯・街路灯の設置を促進して、防犯体制の充実を図ります。

防災につきましては、常陸太田市地域防災計画を計画的に見直し、市民を災害から守るとともに、被害の軽減に努めてまいります。

また、市民が、自分たちの地域は自分たちで守るという自覚や連帯感を醸成するため、自主防災組織の組織化を図ってまいります。

さらに、洪水時の住民の迅速な避難の確保を図るため洪水ハザードマップを作成し、市民に周知してまいります。

防災行政無線につきましては、平成18年度の里美地区の整備に引き続き、平成19年度は、水府地区既存施設の更新及び金砂郷地区のシステム統合をすることにより、市全体の統一した運用を図ってまいります。

消防につきましては、消防ポンプ自動車の更新や機械機具置き場の建てかえを実施してまいります。また、高齢化率の増加に伴い、救急体制を確立するため、市内の各医療機関と連携をし、医療サービスネットワークの構築を目指してまいります。

次に、まちの元気づくりであります。

市特有の風土、自然、歴史、文化の中で育まれてきた独自の産業や地域資源の育成と有効活用を一体的に進め、地域ブランド力を高め、人々が盛んに交流する空間を創出し、市民が誇りと愛着を持って暮らすまちの元気づくりを進めてまいります。

地域を支える産業の元気と働く環境づくりについてであります。

農業につきましては、平成19年度から品目横断的経営安定対策事業の導入が実施されるなど、農政の大きな転換が図られようとしております。このため、担い手育成や新たな農業政策に対応した集落営農の確立、あるいは、耕作作業が困難になってしまった農家をサポートする組織を設立するなど取り組みを進めてまいります。また、機初・西小沢・世矢地区の担い手の育成と農地

の利用集積の促進を図るため、ライスセンターの整備を図ります。さらに、野生鳥獣から農林作物の被害を軽減するため、電気さくスの購入時における助成事業を行います。

林業につきましては、適切な森林管理のため、林道・作業道の整備を進めるとともに、広域的な林道である奥久慈グリーンラインの早期開通に向けた整備を促進してまいります。

県北東部地区広域営農団地農道整備事業につきましては、町屋地区及び高萩地区の未整備地区の早期完成を優先に、国・県に対して要望活動を積極的に行ってまいります。また、町屋地区における区画整理事業に着手し、農業生産基盤や集落農道などの生活環境基盤の整備を実施してまいります。

商工業の振興につきましては、中心市街地の再生と活性化のため、にぎわいを取り戻す事業や空き店舗を利用した自主事業など、商店会が計画する商店街の活性化を目指した事業に対し、引き続き支援をしてまいります。

企業誘致につきましては、ストップ少子化若者定住戦略及び税源確保対策として最も効果的なものの一つであり、新たに企画課内に企業誘致推進室を設置し、これまで以上に企業等の立地促進や立地企業のフォローアップ体制を構築するとともに、県及び県開発公社等、関係機関と連携し、優良企業の誘致に努めてまいります。

地産地消の推進につきましては、本市で生産された農林畜産物や加工品の地元での消費拡大を推進するため、新たに常陸太田市地産地消推進協議会を設置し、地元スーパーや飲食店での取り扱い、さらには、学校給食への活用拡充などを図るとともに、農産物直売所への販売拡大を促進してまいります。

また、市内における木造住宅等の建築助成制度を確立し、地域産の木材活用の促進を図ってまいります。

次に、地域ブランドと交流空間づくりでございます。

地域資源のブランド化につきましては、米やそばなどの特産品を初め、観光資源・景観・自然環境など地域に存在するあらゆる資源を広く情報発信し、常陸太田市のブランド化に向け取り組んでまいります。

本年２月に創設いたしました常陸太田大使活動の一環として、本市の魅力やよさをＰＲするとともに、市のイメージアップと観光振興・活性化などが図れるよう努めてまいります。

また、映画やテレビなどのロケ地を提供するフィルムコミッションへの取り組みを進めるとともに、市内全域を紹介した観光情報誌の発行と観光専用のホームページの開設による観光ＰＲを図ってまいります。

交流空間づくりにつきましては、グリーンふるさと振興機構等の関係機関との連携を図り、地域の特産物である米やそば、大豆等の農作物栽培、あるいは、育林作業等を通して、都市住民を対象とした農林業の体験事業を推進し、グリーンツーリズムやスローライフプログラムを充実させます。

自然・観光資源の環境整備につきましては、市内各所をめぐり、自然に触れ、歴史を学び、ふるさとの料理を味わうことのできる周遊ルートを設定するとともに、案内表示の整備や公衆トイ

レの整備を図ります。

本市の恵まれた自然環境、歴史文化遺産、産業及び人材などの有形無形の地域資源を生かした、エコミュージアム活動を具体的に推進するため、新たに文化課を設けて、エコミュージアム推進室を設置し、モデル地区を選定するなど、地域住民との協働により活動を実践していくとともに、広く市民への理解と普及に努めてまいります。

さらに、歴史が取り持つ秋田市・仙北市との交流につきましては、昨年度に常陸太田市において三市連携交流が合意されたところであり、より効果的かつ効率的に各分野における交流を促進するため、本年８月に秋田市において三市連携交流にかかる提携書の調印を行います。また、これに合わせ、連携交流各市において交流記念事業を実施してまいります。

以上、平成１９年度の施政方針を申し上げました。ご賢察の上ご理解をいただき、ご賛同を賜り、その執行に対しまして、力強いご支援、ご協力を賜りますようお願いを申し上げます。

今回の提出案件は、条例の制定５件、条例の一部改正７件、法の一部改正による条例の整理２件、規約の変更３件、平成１８年度各会計補正予算１１件、平成１９年度各会計予算１１件、合計３９件であります。

なお、今会期中に、人事案件１件を追加提案する予定でありますので、あらかじめご了承をいただきたいと存じます。

各議案の提案理由などにつきましては、議題となりましたときに、助役及び担当部長よりそれぞれ説明をいたします。慎重にご審議の上、原案のとおり可決、同意を賜りますようお願い申し上げます。ごあいさつといたします。

○議長（高木将君） 説明は終わりました。

日程第３ 議案第１号ないし議案第１７号

○議長（高木将君） 次、日程第３、議案第１号常陸太田市副市長の定数を定める条例の制定について、議案第２号常陸太田市まちづくり振興基金の設置、管理及び処分に関する条例の制定について、議案第３号常陸太田市農業集落排水事業債償還基金の設置、管理及び処分に関する条例の制定について、議案第４号常陸太田市戸別合併処理浄化槽設置事業運営審議会条例の制定について、議案第５号常陸太田市生活支援促進施設の設置及び管理に関する条例の制定について、議案第６号常陸太田市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について、議案第７号常陸太田市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について、議案第８号常陸太田市職員の給与に関する条例の一部改正について、議案第９号常陸太田市中企業事業資金融資あっせん条例の一部改正について、議案第１０号常陸太田市障害児就学指導委員会条例の一部改正について、議案第１１号常陸太田市公民館の設置及び管理等に関する条例の一部改正について、議案第１２号常陸太田市コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例の一部改正について、議案第１３号地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理について、議案第１４号学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理について、議案第１５号茨城県市町村総合事務組合規約の変更について、議案第１６号茨城租税債権管理機

構規約の変更について、議案第17号茨城北農業共済事務組合規約の変更について、以上17件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。助役。

〔助役 梅原勤君登壇〕

○助役（梅原勤君） 提案者にかわりご説明申し上げます。

議案書の1ページをお開き願います。議案第1号常陸太田市副市長の定数を定める条例の制定について。常陸太田市副市長の定数を定める条例を次のように制定するものとする。平成19年3月6日提出、市長名。

提案理由でございますが、地方自治法の一部を改正する法律が平成18年6月7日に公布され、その一部が平成19年4月1日から施行されることに伴い、本条例を制定するものでございます。地方自治法の一部改正によりまして助役制度が改正され、市に副市長を置くことになりました。その定数を地方自治法により定めることとされたことによる改正でございます。2ページで、常陸太田市副市長の定数を定める条例といたしまして、地方自治法第161条第2項の規定により、副市長の定数は1人とする制定するものでございます。

次に、3ページをお開き願います。議案第2号常陸太田市まちづくり振興基金の設置、管理及び処分に関する条例の制定について。常陸太田市まちづくり振興基金の設置、管理及び処分に関する条例を次のように制定するものとする。平成19年3月6日提出、市長名。

提案理由でございますが、合併特例事業債を活用して、市民の一体感の醸成と地域の振興を図り、市民のまちづくりに資するため、まちづくり振興基金を設置することに伴いまして、地方自治法の規定に基づき、本条例を制定するものでございます。

条例の内容につきましては、4ページをお開き願います。第1条は基金を設置する目的、第2条は積み立ての方法、第3条は基金の管理について定めております。4条は運用益金の処理についてであります。基金の目的のための事業に充てること、または基金に積み立てることとしております。第5条は繰りかえ運用、第6条は基金の処分の条件、第7条は委任について規定しております。この条例の施行日は、附則で平成19年4月1日としております。

続きまして、5ページをお開き願います。議案第3号常陸太田市農業集落排水事業債償還基金の設置、管理及び処分に関する条例の制定についてでございます。常陸太田市農業集落排水事業債償還基金の設置、管理及び処分に関する条例を次のように制定するものとする。平成19年3月6日提出、市長名。

提案理由でございます。農業集落排水事業に係る地方債の償還に充てる財源を確保するため、農業集落排水事業債償還基金を設置することに伴い、地方自治法第241条第1項の規定に基づき、本条例を制定するものでございます。

6ページをお開き願います。第1条は設置の目的、以下、第2条は積み立て、第3条管理、第4条運用益金の処理、第5条繰りかえ運用、第6条基金の処分及び第7条委任となつてございます。附則で、この条例は平成19年4月1日から施行することとしております。

議案書7ページをお開き願います。議案第4号でございます。常陸太田市戸別合併処理浄化槽

設置事業運営審議会条例の制定について。常陸太田市戸別合併処理浄化槽設置事業運営審議会条例を次のように制定するものとする。平成19年3月6日提出，市長名。

提案理由でございます。常陸太田市戸別合併処理浄化槽設置事業の円滑な運営を図るため，常陸太田市戸別合併処理浄化槽設置事業運営審議会を設置することに伴い，地方自治法第138条の4第3項の規定に基づき，本条例を制定するものでございます。

8ページをお開き願います。この審議会は2条にございますように，市長の諮問に応じ，戸別合併処理浄化槽の使用料及び分担金，その他事業運営についての審議を行うことを目的としております。この事業はすでに里美地区において実施しておりまして，徹底した維持管理により良質な水環境が保たれていることから，全地域に普及させてまいりたいと考えております。このため，公共下水道事業及び農業集落排水事業との分担金や維持管理面の整合性を図る必要から提案するものでございます。

10ページをお開きいただきます。議案第5号常陸太田市生活支援促進施設の設置及び管理に関する条例の制定について。常陸太田市生活支援促進施設の設置及び管理に関する条例を次のように制定するものとする。平成19年3月6日提出，市長名。

提案理由でございますが，高齢者の生きがい発揮と女性の能力発揮を目的として，小中地区，及び上深荻大菅地区に生活支援促進施設を設置するに当たり，この施設の設置及び管理について必要な事項を定めるため，本条例を制定するものでございます。

この施設は旧小中公民館及び旧上深荻大菅公民館を，国庫補助事業であります新山村振興等農林漁業特別対策事業により，建てかえ整備したものでございまして，整備後は小中コミュニティセンター及び上深荻大菅コミュニティセンターとしても活用するものでございます。

次の11ページに条例がございます。趣旨，設置，管理等について定めたものでございます。附則でございますが，この条例は19年4月1日から施行になります。

なお，常陸太田市重要な公の施設に関する条例の一部を改正しまして，新たに当該施設を加えるものでございます。

13ページをお開き願います。議案第6号常陸太田市職員の勤務時間，休暇等に関する条例の一部改正について。常陸太田市職員の勤務時間，休暇等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。平成19年3月6日提出，市長名。

提案理由でございますが，職員の勤務時間制度の整備を図るため，休息時間を廃止すること等に伴い，本条例の一部改正を行うものでございます。市職員の休息時間を廃止する改正及び用語の整理でございます。15ページに新旧対照表がございます。第6条第2項中の「市規則で」を，「市規則の」に改める用語の改正であります。また，第7条の記載を，第7条削除と改める改正でございます。

16ページをお開き願います。議案第7号常陸太田市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について。常陸太田市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。平成19年3月6日提出，市長名。

提案理由でございますが、介護認定審査会の委員等の報酬額を改正するため、本条例の一部改正を行うものでございます。20ページに新旧対照表がございますので、これによりまして、ご説明をさせていただきます。合併時の里美村の編入に伴う経過措置としまして、従前の例によるとしていた生産班長、村民の森クリーンセンター事務補佐の報酬でございますが、下段の方でございますけれども、当分の間としていたものを、平成19年3月31日までとするものでございます。

さらに下の別表の改正でございますが、介護認定審査会の委員の報酬額が会長、合議体の長、委員の3つに区分されていたものを、委員の報酬額として1つとし、1万4,000円に減額する改正であります。

また、町会長、副町会長、班長の報酬額の改正であります。これまでの常陸太田地区における行政協力員、金砂郷、水府地区における区長、里美地区の自治会長の制度を町会長として統一し、報酬額を定める改正であります。町会長につきましては、基本額を7万6,400円とし、その区域に居住する世帯、1世帯ごとに600円を加算し、さらに広報等の配布業務を受け持っている場合には、1世帯当たり200円以下で、市規則で定める額を加算する内容の改正であります。

副町会長につきましては、基本額を2万2,900円とし、その区域に居住する世帯、1世帯ごとに180円を加算し、さらに広報等の配布業務を受け持っている場合には、1世帯当たり200円以下で、市規則で定める額を加算する内容の改正であります。

班長につきましては、基本額を7,600円とし、広報等の配布業務を受け持っている世帯数を1世帯当たり200円以下で、市規則で定める額を報酬額とする改正であります。

公民館長と公民館主事に関する改正につきましては、公民館長の年額6万円を10万円にする改正であり、公民館主事の報酬額を年額3万5,000円から月額6万5,000円に改めるものであります。

また、町会長の報酬改正にあわせまして、備考を削るものでございます。

23ページをお開き願います。議案第8号でございます。常陸太田市職員の給与に関する条例の一部改正について。常陸太田市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。平成19年3月6日提出、市長名。

提案理由でございますが、扶養手当の支給額を改正するため、本条例の一部を改正するものでございます。一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律が、平成18年11月17日に公布されたことに準拠した改正であります。少子化対策の1つとして、扶養手当の額を3人目以降の子らに係る支給額を1,000円引き上げまして、6,000円とするものでございます。このことによりまして、1子、2子、そして3子以上の子らに係る支給額がすべて6,000円となります。

26ページをお開き願います。議案第9号常陸太田市中心企業事業資金融資あっせん条例の一部改正について。常陸太田市中心企業事業資金融資あっせん条例の一部を改正する条例を、次のように制定するものとする。平成19年3月6日提出、市長名。

提案理由でございますが、保証人に関する規定を改正するため、本条例の一部改正を行うものであります。次ページに条例の内容がございます。第9条中、「連帯保証人1名以上を付すほか」を「原則として法人代表者のみとし」に改めるものであります。附則で、この条例は平成19年4月1日から施行するものでございます。

29ページをお開きいただきます。議案第10号常陸太田市障害児就学指導委員会条例の一部改正について。常陸太田市障害児就学指導委員会条例の一部を改正する条例を、次のように制定するものとする。平成19年3月6日提出、市長名。

提案理由でございますが、機構改革に伴いまして、本条例の一部を改正するものでございます。30ページに条例の内容がございますが、平成19年4月に行う機構改革に伴いまして、第9条の学務課を指導室に改める改正でございます。

次に、32ページをお開き願います。議案第11号常陸太田市公民館の設置及び管理等に関する条例の一部改正について。常陸太田市公民館の設置及び管理等に関する条例の一部を改正する条例を、次のように制定するものとする。平成19年3月6日提出、市長名。

提案理由でございますが、里美地区公民館を統廃合するため、本条例の一部改正を行うものであります。次のページに条例の内容がございます。常陸太田市公民館第2条第2項の表中の里美地区公民館9館を削除し、下段にございますように、小学校区ごとのもとの公民館2館、小里公民館、賀美公民館を加えるものでございます。附則でございますが、この条例は平成19年4月1日から施行するものでございます。

続きまして、37ページをお開き願います。議案第12号常陸太田市コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例の一部改正について。常陸太田市コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を、次のように制定するものとする。平成19年3月6日提出、市長名。

提案理由でございますが、里美地区にコミュニティセンターを設置するため、本条例の一部改正を行うものでございます。次ページに条例の内容がございますが、常陸太田市コミュニティセンター第3条の表に、里美地区9公民館をコミュニティセンターと名称を改めて加えるものでございます。この条例は平成19年4月1日から施行するものでございます。

続きまして、40ページをお開きいただきます。議案第13号地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理について。地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を、次のように制定するものとする。平成19年3月6日提出、市長名。

提案理由でございます。地方自治法の一部を改正する法律が、平成18年6月7日に公布され、その一部が平成19年4月1日から施行されることに伴い、関係条例の整理を行うものでございます。地方自治法の一部が改正されまして、助役制度の改正、収入役制度の改正、財務に関する事項、吏員に関する事項等が改正されたことに伴う改正であります。この条例改正につきましては、複数の条例を1条から17条までの条例でございますが、1つの条例で改正する手法を用いた改正となります。

44ページ以降に新旧対照表がございますので、順次対照表でご説明をさせていただきます。

44ページの第1条関係でございますが、常陸太田市表彰条例でございますが、第3条に助役、収入役とありましたものを副市長に改める改正でございます。

45ページ、第2条関係、常陸太田市調査統計条例でございますが、第6条中の吏員を職員に改める改正でございます。

第3条関係、常陸太田市印鑑条例でございますが、第4条第4項中の調製を作成に、第16条第2項中の職員をしてを職員に、に改める改正でございます。

47ページ、第4条関係でございますが、常陸太田市議会の議員の報酬及び費用弁償に関する条例でございますが、別表中の助役を副市長に改める改正でございます。

48ページ、第5条関係、常陸太田市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例でございますが、第2条中の「助役及び収入役」を「及び副市長」に改める改正でございます。

49ページ、第6条関係でございますが、常陸太田市特別職報酬等審議会条例、第2表中の「助役及び収入役」を「及び副市長」に改める改正でございます。

50ページ、第7条関係でございますが、常陸太田市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例でございますが、第1条第2号中の助役を副市長に改め、第3号を削り、附則第3項中の「助役及び収入役」を「及び副市長」に改め、別表第1及び別表第2中の助役を副市長に改め、収入役の項を削るものでございます。

51ページ、第8条関係になります。常陸太田市職員の旅費に関する条例でございますが、第4条第4項及び第5条第2項中のいとまを時間的余裕に改める改正でございます。

52ページ、第9条、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例でございますが、第3条中の不動産の信託の受益権を財産の信託の受益権に改める改正でございます。

53ページ、第10条、常陸太田市市税条例でございますが、第2条第1号中の市吏員を市職員に改める改正でございます。

54ページ、第11条、常陸太田市行政財産使用料徴収条例でございますが、第1条の「第238条の4第4項」を、「第238条の4第7項」に改める改正でございます。

55ページでございます。第12条関係、常陸太田市環境保全に関する条例でございますが、第13条第1項中の「職員をして」を「職員に」に、第2項中の呈示を提示に改める改正でございます。

56ページでございます。第13条関係でございます。常陸太田市土砂等による土地の埋立て、盛土及びたい積の規制に関する条例でございますが、第12条第1項中の「職員をして」を「職員に」に、第19条中の「第三者をして」を「第三者に」に改める改正でございます。

57ページでございます。第14条関係、常陸太田市宅地開発事業の適正化に関する条例でございますが、15条第1項中の「職員をして」を「職員に」に改める改正でございます。

58ページ、第15条関係、常陸太田市営住宅の設置及び管理に関する条例でございますが、第37条第2項の「職員をして」を「職員に」に改める改正でございます。

59ページ、第16条、常陸太田市消防団の定数、任免、給与、服務等に関する条例ござい

ますが、別表第3中の助役を副市長に改める改正でございます。

60ページ、第17条、常陸太田市教育委員会教育長の給与、勤務時間及びその他の勤務条件に関する条例でございますが、第2条中の助役を副市長に改める改正でございます。

61ページをお開きいただきます。議案第14号学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理について。学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を次のように制定するものとする。平成19年3月6日提出、市長名。

提案理由でございます。学校教育法等の一部を改正する法律が平成18年6月21日に公布され、平成19年4月1日から施行されることに伴い、関係条例の整理を行うものでございます。学校教育法等の一部が改正され、盲学校、ろう学校もしくは養護学校を特別支援学校と改める改正がなされたことに伴う改正でございます。この条例改正につきましても、複数の条例を1つの条例で改正する手法を用いた改正となります。

63ページに新旧対照表がございます。第1条関係、常陸太田市遺児手当条例でございますが、第2条第1号中の盲学校、ろう学校もしくは養護学校を特別支援学校に改める改正でございます。

64ページの第2条関係でございますが、常陸太田市医療福祉費支給条例でございますが、別表第1第3項中の盲学校、聾学校及び養護学校を特別支援学校に改める改正でございます。

65ページをお開き願います。議案第15号茨城県市町村総合事務組合規約の変更について。地方自治法第286条第1項の規定に基づき、茨城県市町村総合事務組合規約を別紙のとおり変更するものとする。平成19年3月6日提出、市長名。

提案理由でございますが、地方自治法の一部を改正する法律が平成18年6月7日に公布され、その一部が平成19年4月1日から施行されること等に伴いまして、茨城県市町村総合事務組合規約を変更することについて協議したいので、地方自治法第290条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

具体的には68ページの新旧対照表でお示ししてございます。消防団員等に係る公務災害補償について、消防組織法及び水防法の改正に伴い、条項等の規定の整備を図る改正、組合の事務所の位置について地番までを表示することとする改正、地方自治法の改正に伴い、助役、収入役制度の見直し、吏員制度の廃止を行う改正及び茨城県後期高齢者医療広域連合の設立に伴い、広域連合からも事務の委託を受けられるようにする改正でございます。

70ページをお開きいただきます。議案第16号でございます。茨城租税債権管理機構規約の変更について。地方自治法第286条第1項の規定に基づき、茨城租税債権管理機構規約を別紙のとおり変更するものとする。平成19年3月6日提出、市長名。

提案理由でございますが、地方自治法の一部を改正する法律が平成18年6月7日に公布され、その一部が平成19年4月1日から施行されることに伴い、茨城租税債権管理機構規約を変更することについて協議したいので、地方自治法第290条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

具体的には72ページに新旧対照表でお示ししてございますけれども、地方自治法の改正に伴いまして、収入役制度の見直し、吏員制度の廃止に伴う改正でございます。

続きまして、73ページをお開きいただきます。議案第17号でございます。茨城北農業共済事務組合規約の変更について。地方自治法第286条第1項の規定に基づき、茨城北農業共済事務組合規約を別紙のとおり変更するものとする。平成19年3月6日提出、市長名。

提案理由でございますが、地方自治法の一部を改正する法律が平成18年6月7日に公布され、その一部が平成19年4月1日から施行されること等に伴い、茨城北農業共済事務組合規約を変更することについて協議をしたいので、地方自治法第290条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

次のページに内容がございます。第7条第3項及び6項の中の助役を副市町村長に改め、第8条の収入役及び副収入役の規定を会計管理者の規定に改める改正でございます。第8条組合に会計管理者1人を置く。2.会計管理者は管理者の所属する市町村の会計管理者をもって充てる。3.会計管理者は組合の出納及びその他の会計事務をつかさどる。また、第9条第1項中の「吏員その他の職員」を「職員」に改めるものでございます。

以上でございます。

○議長（高木将君） 説明は終わりました。

日程第4 議案第18号ないし議案第28号

○議長（高木将君） 次、日程第4、議案第18号平成18年度常陸太田市一般会計補正予算（第7号）について、議案第19号平成18年度常陸太田市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について、議案第20号平成18年度常陸太田市老人保健特別会計補正予算（第2号）について、議案第21号平成18年度常陸太田市介護保険特別会計補正予算（第3号）について、議案第22号平成18年度常陸太田市下水道事業特別会計補正予算（第4号）について、議案第23号平成18年度常陸太田市農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）について、議案第24号平成18年度常陸太田市戸別合併処理浄化槽設置整備事業特別会計補正予算（第2号）について、議案第25号平成18年度常陸太田市簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）について、議案第26号平成18年度常陸太田市宅地分譲事業特別会計補正予算（第1号）について、議案第27号平成18年度常陸太田市水道事業会計補正予算（第2号）について、議案第28号平成18年度常陸太田市工業用水道事業会計補正予算（第3号）について、以上11件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。助役。

〔助役 梅原勤君登壇〕

○助役（梅原勤君） それでは、補正予算について説明をさせていただきます。横長のつづりでございます。

1ページをお開きいただきます。議案第18号平成18年度常陸太田市一般会計補正予算（第7号）。平成18年度常陸太田市の一般会計補正予算（第7号）は、次に定めるところによる。第1条が、歳入歳出予算の補正でございます。歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ5億227万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ235億6,046万円とす

る。第2条が繰越明許費でございます。第3条が債務負担行為の補正。第4条が地方債の補正でございます。平成19年3月6日提出、市長名。

12ページをお開きいただきます。事項別明細によりご説明をさせていただきます。

初めに、歳入の第10款地方交付税2億9,26万3,000円の増であります。地方交付税の決定によるものでございます。

第12款分担金及び負担金の減額につきましては、茨城北農業共済組合への派遣職員数の減によりまして、給与等負担金が減額となりましたことが、主なものでございます。

13ページの第14款国庫支出金の国庫負担金でございますが、社会福祉費負担金の自立支援給付費負担金1億9,183万9,000円につきましては、障害者自立支援法施行による制度改正によりまして、これまでの国庫負担金・補助金が整理再編され、新たに増となったものでございます。また、児童手当関係経費につきましては、給付対象者の確定等により歳出を減額しますことから、歳入も減額とするものでございます。

14ページの国庫補助金に参りまして、一番上の合併市町村補助金2億4,325万8,000円でございますが、国がさきの18年度補正予算におきまして、予算を確保しましたことから、16年度に合併した市町村につきましては、18年度の事業として実施することになりましたので、今回計上するものでございます。

15ページの15款県支出金の県負担金でございますが、児童手当関係経費の減、自立支援給付費負担金9,591万9,000円の増につきましては、国庫負担金と同様に、障害者自立支援法により制度改正等によるものでございまして、また、15ページの中ほど以降の県の補助金につきましては、事業の確定や決算見込みから補正減、あるいは増とするものでございます。

次に、18ページをお開きいただきます。一番上の第16款財産収入の土地売却収入1,701万8,000円の増でございますが、佐竹南台ほか未利用市有地の売却収入でございます。

第18款繰入金の減債基金繰入金でございますが、事業の確定などによりまして、歳出が大きく減額になりますことから、基金からの繰り入れを減額するものでございます。

また、肉用牛特別導入事業基金繰入金につきましては、国の制度改正により補助金を返還することになりましたので、返還分を基金会計から繰り入れるものでございます。

第20款諸収入の雑入の減額につきましては、マル福の高額療養費制度の改正によりまして、高額療養費等返納金が減額となりましたことが、主なものでございます。

19ページ、第21款市債につきましては、合併特例事業であります防災行政無線整備事業と消防里美出張所整備事業を、先ほどご説明申し上げましたように、国の補正予算でつきました合併市町村補助事業に切りかえることによりまして、1億8,690万円を減額するもののほか、事業の確定や見込み等によりまして、2億4,430万円を減額し、合わせて4億3,120万円を減額するものでございます。

20ページからは歳出でございます。今回の補正は、各事業数量等の確定、あるいは契約差金、その他制度の確定などによるものが主な内容でございますので、増額計上及び減額するものを中心に説明いたします。大きな動きをするものを中心に説明いたします。

初めに、第2款総務費の一般管理費でございますけれども、当初退職予定者を10名見込んでおりましたが、勧奨退職者等が多くなりましたので、退職手当特別負担金1億699万円を増額するものでございます。

また委託料につきましては、条例等の改正が当初見込みより多かったことから、例規類集の加除経費を547万円増額するものでございます。

21ページの第3目財政管理費の積立金861万9,000円でございますが、財政調整基金は預金利子を、減債基金は預金利子と安全快適な道緊急整備事業の補助金に644万円を積み立てるものでございます。

23ページに参りまして、第15目諸費の肉用牛特別導入事業県返還金1,351万3,000円でございますが、国の家畜導入事業の中の特別導入事業が廃止されたことに伴いまして、肉用牛特別導入事業基金の原資となりました国庫補助金を返還することになりましたので、返還分を基金から一般会計に繰り入れ、一般会計から返還するものでございます。

次に、27ページをお開きいただきます。第5目老人医療給付費であります。平成20年度から後期高齢者の医療制度改革が実施されることに伴いまして、関連システム改修等の委託料399万円と、後期高齢者医療広域連合の負担金の確定によりまして402万9,000円を増額するものでございます。

また、老人保健特別会計繰出金1億936万1,000円の増につきましては、支払い基金や国庫支出金などの不足分を当該年度に繰り出し、翌々年度に精算をして一般会計に戻されるものでございます。

同じく27ページ、第8目でございますけれども、介護保険費であります。委託料208万8,000円の増につきましては、老人医療給付費と同様に、後期高齢者の医療制度改革によるものでございまして、また、介護保険特別会計繰出金2,279万6,000円の減につきましては、介護保険給付費等の減に伴うものでございます。

28ページに移らせていただきまして、第3目児童措置費の児童手当1億5,004万円の減であります。給付対象者数が当初見込み数を下回ったことによるものでございます。

29ページの中ほど第4目老人保健事業費の委託料につきましては、各種検診事業の確定等によりまして、2,264万5,000円を減額するものでございます。

30ページの上段の方に移ります。診療所建設費の工事請負費4,474万9,000円の減であります。天下野診療所、里美歯科診療所建設に係る契約差金等でございます。

同じく30ページの中ほど、じんかい処理費の委託料につきましては、事業費の確定などにより2,083万2,000円を減額するものでございます。

32ページに参りまして、一番下の農業集落排水事業特別会計繰出金4,577万円の減につきましては、今年度の事業費と前年度繰越金の確定によるものでございます。

次に、35ページに移らせていただきます。下の方の第3目道路新設改良費であります。事業の確定や決算見込みなどによりまして、委託料、工事請負費等、1億3,680万2,000円を減額するものでございます。

36ページに参りまして、中ほどですが、下水道事業特別会計繰出金2,795万9,000円の減につきましては、本年度の事業費と前年度繰越金の確定によるものでございます。

37ページ中ほどですが、消防施設費の工事請負費2,040万5,000円の減につきましても、事業の確定によるものでございます。

38ページに参りまして、上段、工事請負費1億1,579万5,000円の増であります。これには合併市町村補助金を活用して、金砂郷地区、水府地区へ防災行政無線を整備する事業でございます。歳入で申し上げましたように、合併市町村補助事業につきましては、18年度事業として実施することになりましたので、今回計上するものでございます。

続きまして、飛びまして、45ページをお開き願います。45ページ、学校給食センター建設費でございますが、工事が完了しましたので、工事費等2,449万1,000円を減額するものでございます。

それでは、前の方、7ページの方にお戻りいただきたいと思います。大変恐縮でございます。7ページに戻りまして、繰越明許費に戻りますが、今回繰り越しが6事業でございますが、民生費は後期高齢者医療制度改革に伴うものでありますが、国の18年度補正予算に関連して、本年度事業になったことによるものでございます。農林水産費と土木費は、補償交渉等に日数を要したことなどの理由によるものでございます。消防費は国の18年度補正予算に関連し、本市では合併市町村補助事業が本年度事業となったことによるものでございます。

8ページに債務負担行為補正がございます。地方債証券共同発行連帯債務を追加するものでございますが、昨年と同様に本年度も市債発行にとりまして1億円分を大好きいばらき県民債として、国と他の5市と共同で発行するため、追加するものでございます。

9ページは、地方債の補正でございます。起債の限度額を4億3,120万円減額するものでありますが、内容につきましては、歳入でご説明いたしましたとおりでございます。

続きまして、議案第19号の方に参加します。議案第19号平成18年度常陸太田市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）についてでございます。

第1条事業勘定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ3億301万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ56億5,551万9,000円とする。第2条は繰越明許費でございます。平成19年3月6日提出、市長名。

今回の補正予算について主なものは、保険給付費の減による補正でございます。

まず、4ページをお開きいただきます。繰越明許費から説明をさせていただきます。高齢者医療保険制度関連システム改修に伴うものでございまして、これは平成19年度予算を18年度分として前倒し補正したことによるものでございます。

7ページをお開きいただきます。事項別明細書歳入でございますが、第3款第1項国庫負担金、第4款療養給付費等交付金、第5款県支出金につきましては、それぞれ被保険者1人当たりの給付額及び給付件数の減等による負担金交付金の減でございます。

第3款第2項国庫補助金につきましては、先ほど繰越明許費で申し上げました高齢者医療保険制度の内容と同一の内容でございます。

第8款の繰入金につきましては、国・県補助金の補助額確定等による補正減でございます。

9ページをお開きいただきます。第1款の総務費につきましては、歳入で申し上げました高齢者医療保険制度関連システム改修に伴う委託料の補正であります。

第2款の保険給付費につきましては、それぞれの項において歳入で申し上げましたように、被保険者1人当たりの給付額及び給付件数の減等による給付費等の補正減でございます。

続きまして、議案第20号の説明をさせていただきます。議案第20号平成18年度常陸太田市老人保健特別会計補正予算（第2号）についてでございます。

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2億1,782万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ65億6,144万3,000円とする。平成19年3月6日提出、市長名でございます。

今回の補正予算につきましては、主なものは受給者数の減に伴う医療費の減額補正でございます。

6ページをお開きいただきます。事項別明細書の歳入でございますが、第1款支払基金交付金、第2款国庫支出金、第3款県支出金につきましては、歳出における受給者数の減による医療費の減に伴います交付金、負担金の補正でございます。

第4款の繰入金につきましては、国庫支出金、国支出金の精算が翌年度になるため、一時、一般会計で負担するものでございます。

次に、7ページをお開きいただきまして、歳出でございます。第1款の医療諸費につきましては、先ほどの医療費の減に伴う補正でございます。

続きまして、議案第21号でございます。議案第21号平成18年度常陸太田市介護保険特別会計補正予算（第3号）についてでございます。

第1条、事業勘定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1億5,728万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ39億5,571万6,000円とするものでございます。平成19年3月6日提出、市長名。

今回の補正予算におきまして主なものは、保険給付費の減による補正でございます。

まず、6ページ、7ページをお開きいただきます。6ページから行きます。事項別明細でございます。

歳入でございますが、介護保険給付件数及び地域支援事業費の減に伴う国・県等支出金の減額補正でございます。

続きまして、8ページをお開きいただきます。歳出でございますが、一般管理費につきましては、職員の異動によるものでございます。

趣旨普及費につきましては、契約差金によるものです。

また、施設介護サービス給付費等は、給付件数の減が見込まれることによる減額補正でございます。

9ページをごらんいただきます。介護予防住宅改修費から特定入所者介護サービス費まで、いずれも給付件数の減が見込まれることによる補正でございます。

９ページから１０ページまでの地域支援事業費につきましては、介護予防事業委託料の契約差金等による減額補正でございます。

さらに、１０ページの支払準備基金積立金につきましては、支払準備基金の利子分を基金へ積み立てるものでございます。

続きまして、議案第２２号に移らせていただきます。議案第２２号平成１８年度常陸太田市下水道事業特別会計補正予算（第４号）についてでございます。

平成１８年度常陸太田市の下水道事業特別会計補正予算は、次に定めるところによる。第１条でございます。歳入歳出予算の補正でございます。歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ４,５９０万５,０００円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ２０億４,２７６万７,０００円とする。以下、第２条は継続費の補正、第３条繰越明許費の補正及び第４条地方債の補正でございます。平成１９年３月６日提出、市長名。

まず、４ページの継続費の補正でございますが、金砂郷・水府浄化センター建設事業費でございます。本年度事業費の確定による１億５,４８０万円の減額でございます。

５ページの繰越明許費の補正でございますが、平成１８年度的那珂久慈流域下水道建設工事負担金につきまして、県より予算繰越の通知がございましたことから、追加補正するものでございます。

６ページをお開き願います。地方債の補正でございます。公共下水道、流域下水道及び特定環境保全公共下水道建設事業費の確定によりまして、起債の限度額を４,４４０万円減額するものでございます。

歳入歳出の内容につきましては、事項別明細でご説明をさせていただきます。

９ページをお開きいただきます。歳入でございますが、６款の繰入金、一般会計繰入金につきましては、２,７９５万９,０００円の減額でございます。

７款の繰越金、前年度繰越金が２,２９６万９,０００円でございますが、１７年度決算によるものでございます。

９款の市債につきましては、４,４４０万円の減でございます。事業費の確定によるものです。

１０ページをお開き願います。歳出でございます。

下水道事業費４,４０４万９,０００円の補正減でございますが、工事費及び委託料など事業費の確定によるものでございます。

公債費１８５万６,０００円の補正減でございますが、１７年度借入分の利子の確定によるものでございます。

続きまして、議案第２３号でございます。平成１８年度常陸太田市農業集落排水事業特別会計補正予算（第３号）についてでございます。

平成１８年度常陸太田市農業集落排水事業特別会計補正予算（第３号）は、次に定めるところによる。第１条、歳入歳出予算の補正でございますが、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ７,５３３万３,０００円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ５億８,４２６万８,０００円とするものでございます。以下、第２条は繰越明許費の補正、第３条は地方債の補正で

ございます。平成19年3月6日提出，市長名でございます。

まず，4ページの繰越明許費の補正でございますが，里美の大中地区水管橋布設がえ事業を次年度へ繰り越すものでございます。

次に，5ページの地方債の補正でございますが，中野小島地区農業集落排水事業費の確定により，起債の限度額を1,450万円減額するものでございます。

歳入歳出の内容につきまして事項別明細で説明させていただきます。

8ページをお開きいただきます。歳入でございます。

第3款の県支出金，農業集落排水事業補助金でございます。3,181万5,000円の減でございますが，中野小島地区の事業費の確定によるものでございます。

4款の繰入金，一般会計繰入金として，4,577万円減額してございます。

5款の繰越金，前年度繰越金1,758万6,000円は，17年度の決算によるものでございます。

7款の市債，農業集落排水事業債1,450万円は，事業費の確定による減でございます。

次に，9ページをお開きいただきまして，歳出でございます。

総務管理費の2,157万3,000円，及び施設整備費の5,376万円，合計7,533万3,000円の補正減となっております。これは委託料，工事費及び補償費など事業費の確定によるものでございます。

続きまして，議案第24号でございます。

平成18年度常陸太田市戸別合併処理浄化槽設置整備事業特別会計補正予算（第2号）でございます。第1条でございますが，歳入歳出予算の補正でございますが，歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,907万8,000円を減額し，歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8,476万5,000円とするものでございます。第2条は地方債の補正でございます。平成19年3月6日提出，市長名。

まず，4ページの地方債の補正でございますが，起債額の確定による減額補正でございます。

以下，内容について，事項別明細で説明させていただきます。

7ページをお開きいただきます。7ページは歳入でございます。里美地区で行っております戸別合併処理浄化槽設置整備事業費の補助金270万9,000円，一般会計繰入金1,361万円，及び戸別合併処理浄化槽設置整備事業債620万円のそれぞれの減は，事業費の確定による補正減でございます。

8ページは歳出でございますが，歳入同様，18年度の事業費の確定による減額補正でございます。

議案第25号でございます。

平成18年度常陸太田市簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）についてでございます。

1ページの第1条，歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ3,328万5,000円を減額し，歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億1,260万4,000円とするものでございます。第2条が繰越明許費，第3条が地方債の補正でございます。平成19年3月6日提出，市長名。

まず、4ページの繰越明許費でございますが、上高倉地区配水管布設がえ事業として、1,287万3,000円を繰り越すものでございます。

次に、5ページの地方債の補正でございますが、起債額の確定による減額補正でございます。

次に、8ページをお開きいただきます。事項別明細でございますが、まず、歳入でございます。1款の分担金及び負担金につきましては、新規加入者の増により70万円を増額補正するものでございます。

3款の繰入金につきましては、歳入の給水装置工事負担金、雑入の増及び歳出における各項目の減により、288万5,000円を減額補正するものでございます。

5款の諸収入につきましては、配水管等布設がえ補償費910万円を増額補正するものでございます。

6款の市債につきましては、簡易水道事業債4,020万円の減でございますが、工事請負費等の確定による起債額の減額補正でございます。

9ページが歳出でございます。

1款1項1目の一般管理費の役務費20万円の減でございますが、口座振替申請の減によるものと、組織見直しに伴うシステム変更による減額補正でございます。

2項1目、3項1目及び4項1目の委託料及び工事請負費のそれぞれの減額につきましては、入札差金による減額補正でございます。

2款1項2目の利子の217万円の減につきましては、起債額確定及び貸付利率の確定により減額補正するものでございます。

続きまして、議案第26号でございます。

平成18年度常陸太田市宅地分譲事業特別会計補正予算(第1号)。平成18年度常陸太田市宅地分譲事業特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。第1条でございますが、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ444万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ673万3,000円とするものでございます。平成19年3月6日提出、市長名。

内容につきまして、6ページをお開きいただきます。

歳入でございます。1款の財産収入では、販売ができなかったことによる減でございます。

2款の繰越金は前年度決算によるものでございます。

3款の諸収入の減は、家庭菜園の入園料の減でございます。

続いて、7ページの歳出でございますが、1款の事業費につきましては、歳入同様事業費の確定による補正減でございます。

2款の予備費につきましては、歳入の繰越金を充当したものでございます。

次の27号議案、28号議案につきましては、水道部長より説明をいたします。

以上でございます。

○議長(高木将君) 水道部長。

〔水道部長 西野勲君登壇〕

○水道部長(西野勲君) 議案第27号及び議案第28号について、提案者にかわりまして、ご

説明申し上げます。

初めに、議案第27号常陸太田市水道事業会計補正予算（第2号）についてであります。1ページをお開きいただきます。

第1条が総則でございます。

第2条、平成18年度常陸太田市水道事業会計予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。収入の水道事業収益を584万6,000円減額し、11億169万4,000円とし、支出の水道事業費用を269万4,000円減額し、10億7,401万4,000円とするものです。

第3条、予算第9条に定めた一般会計から、この会計へ補助を受ける金額1億4,442万8,000円を589万3,000円減額し、1億3,853万5,000円に改めるものでございます。平成19年3月6日提出、市長名。

詳細につきましては、予算明細書にてご説明申し上げます。

7ページをお開きいただきます。初めに収益的収入及び支出の収入ですが、2項2目7節の一般会計補助金を589万3,000円減額するものですが、これは金砂郷地区の人件費及び事業の確定分の補正処置でございます。

次のページをお開きいただきます。収益的支出でございますが、金砂郷地区分の支出見込み額の確定などによりまして、歳出全体として減額補正をするものでございます。

次に、議案第28号常陸太田市工業用水道事業会計補正予算（第3号）についてでございますが、1ページをお開きいただきます。

第1条は総則でございます。

第2条、平成18年度常陸太田市工業用水道事業会計予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。収入の工業用水道事業収益を151万3,000円減額し、1億3,344万6,000円とし、支出で工業用水道事業費用を14万8,000円減額し、1億3,450万1,000円とするものです。

第3条、予算第8条に定めた一般会計からこの会計へ補助を受ける金額6,349万4,000円を245万8,000円減額し、6,103万6,000円に改めるものでございます。平成19年3月6日提出、市長名でございます。

詳細につきましては、予算明細書にてご説明申し上げます。

6ページをお開きいただきます。収益的収入の1目1節水道料金で、超過料金を1万トン、1万立方メートルの増量が見込めるため、94万5,000円を増額するものでございます。

2目7節の一般会計補助金の減額ですが、収入の見込み及び事業の確定により、太田分で203万8,000円、金砂郷分で42万円、それぞれ減額するものでございます。

収益的支出ですが、支出見込み額の確定等により、それぞれの費目において減額補正をするものでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（高木将君） 説明は終わりました。

午後１時まで休憩いたします。

午前１１時５０分休憩

午後１時００分再開

○議長（高木将君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第５ 議案第２９号ないし議案第３９号

○議長（高木将君） 次、日程第５，議案第２９号平成１９年度常陸太田市一般会計予算について，議案第３０号平成１９年度常陸太田市国民健康保険特別会計予算について，議案第３１号平成１９年度常陸太田市老人保健特別会計予算について，議案第３２号平成１９年度常陸太田市介護保険特別会計予算について，議案第３３号平成１９年度常陸太田市下水道事業特別会計予算について，議案第３４号平成１９年度常陸太田市農業集落排水事業特別会計予算について，議案第３５号平成１９年度常陸太田市戸別合併処理浄化槽設置整備事業特別会計予算について，議案第３６号平成１９年度常陸太田市簡易水道事業特別会計予算について，議案第３７号平成１９年度常陸太田市宅地分譲事業特別会計予算について，議案第３８号平成１９年度常陸太田市水道事業会計予算について，議案第３９号平成１９年度常陸太田市工業用水道事業会計予算について，以上１１件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。助役。

〔助役 梅原勤君登壇〕

○助役（梅原勤君） それでは，当初予算について説明をさせていただきます。

３ページをお開き願います。平成１９年度常陸太田市予算書の３ページでございます。議案第２９号平成１９年度常陸太田市一般会計予算。

平成１９年度常陸太田市の一般会計の予算は，次に定めるところによる。第１条が歳入歳出予算でございます。歳入歳出予算の総額は，歳入歳出それぞれ２３４億３，６００万円と定める。第２条が債務負担行為，第３条が地方債，第４条が一時借入金でございます。一時借入金の借り入れの最高額は２０億円と定める。第５条が歳出予算の流用でございます。平成１９年３月６日提出，市長名。

１５ページをお開きいただきます。事項別明細で説明をいたします。

初めに，歳入でございます。第１款市税の市民税でございますが，２７億１，１３２万６，０００円で，５億円余の増。固定資産税につきましても，約１億円の増を見込んでおります。

１６ページから軽自動車税，市たばこ税，鉱産税，特別土地保有税，入湯税，都市計画税をそれぞれ計上しております。市税全体では５５億２，６５３万４，０００円で，前年度と比較しまして，６億７３３万４，０００円の増を見込んでおります。これらの計上に当たりましては，税源移譲，定率減税の廃止，固定資産の増減，たばこの消費動向，さらには前年度の実績等を勘案いたしまして計上しております。

18ページをお開き願います。第2款地方譲与税であります。税源移譲や地方財政計画等を勘案して計上しております。

また、第3款の利子割交付金以降、配当割交付金、株式等譲渡所得割交付金、地方消費税交付金、ゴルフ場利用税交付金、自動車取得税交付金、地方特例交付金につきましても、地方財政計画及び前年度の実績等を勘案して計上いたしました。

20ページをお開きいただきます。第10款地方交付税でございます。合併に伴う財政需要、地方財政計画を勘案いたしまして、普通交付税75億6,000万円、特別交付税7億5,000万円を計上いたしました。

第11款交通安全対策特別交付金につきましても、地方財政計画及び前年度の実績等を勘案いたしまして計上したところでございます。

第12款分担金及び負担金、第13款使用料及び手数料につきましては、ともに減額計上ですが、茨城北農業共済事務組合からの負担金の減、あるいは総合福祉会館の指定管理者制度移行に伴います使用料の減などによるものでございます。

23ページをお開きいただきます。第14款国庫支出金であります。障害者自立支援給付費負担金2億2,702万4,000円を計上しております。

24ページには、清掃費補助金として循環型社会形成推進交付金2億1,052万5,000円、道路橋りょう費補助金として、地方道路整備臨時交付金7,150万円、道路橋りょう費と都市計画費に分かれておりますが、まちづくり交付金7,000万円などを計上してございます。

26ページをお開きいただきます。中ほどになります。第15款県支出金の県補助金につきましては、総務管理費補助金として市町村合併特例交付金1億140万円、農業費補助金として経営構造対策事業費補助金1億1,935万円、消防費補助金として洪水ハザードマップに係る総合流域防災事業費補助金928万9,000円などを計上してございます。

29ページから30ページにわたりますが、第16款財産収入でございます。前年の土地開発公社の残余財産受入収入がなくなりましたことから、通年ベースの計上になっております。

第17款寄附金は、前年同様の計上でございます。

第18款繰入金につきましては、特別会計繰入金、各基金からの繰入金、財産区繰入金を、それぞれ計上してございます。

第19款繰越金は前年同額であります。この計上に当たりましては、過去の実績等を勘案いたしております。

第20款諸収入につきましては、高額療養費制度及び障害者自立支援制度の改正などによりまして、雑入が減額計上となっております。

34ページをお開き願います。21款市債でございます。道路橋りょう債3億800万円、都市計画債610万円、消防債1,120万円、市民交流センター整備事業に充当します社会教育債1億8,500万円、過疎対策事業債3億5,010万円、さらにはまちづくり振興基金や里美クリーンセンター整備事業などに充当予定の合併特例事業債10億1,870万円、臨時財政対策債7億2,000万円、総額で25億9,910万円を計上するものでございます。

37ページからが歳出となっており、主なものをご説明いたします。

総務費でございますが、42ページをお開きいただきます。上から6行目になりますが、姉妹都市訪問事業費交付金555万円でございます。秋田市、仙北市との三市連携交流事業実施に伴う交付金でございます。

44ページに参りまして、下から3行目でございます。公有財産台帳システム化委託料329万7,000円ありますが、旧4市町村別々でありました公有財産台帳を一元化しまして、業務の効率化を図るものでございます。

46ページに参りまして、企画費の積立金、まちづくり振興基金積立金3億8,000万円ありますが、本市のまちづくりの財源として、合併特例事業債を活用して基金を造成するものでございます。

49ページをお開き願います。中ほどに移動通信用鉄塔施設整備工事3,780万円でございますが、これは上宮河内町におきまして、携帯電話の不感地域解消のための鉄塔を建設するものでございます。

53ページをお開きいただきます。新たに目を設けました交通対策費につきましては、市民バスの運行経費といたしまして、委託料3,283万2,000円を計上しております。

また、民間のバス路線維持のための補助金2,685万円、予約型乗合タクシーの試行運行経費400万4,000円を計上いたしました。

54ページに参りまして、委託料で結婚推進事業委託料70万円を計上しておりますが、新たにNPO法人に委託をして推進するものでございます。

次に、66ページをお開きいただきます。民生費でございますが、社会福祉総務費の中で、国民健康保険特別会計繰出金4億2,109万5,000円につきましては、保険基盤の安定、国保財政の安定化支援事業、職員の給与費等に対するもののほか、人間ドック等の年齢制限見直し分などの経費について繰り出すものでございます。

69ページをお開きいただきます。69ページ、上から4行目に宅配・買物代行サービス事業費312万円につきましては、事業の周知を図りながら拡充に努めてまいります。

71ページをお開き願います。中ほどの助成金、障害者福祉サービス自己負担助成1,500万円ありますが、障害者が福祉サービスを受けたときの10%の自己負担につきましては、市独自の制度を設けまして、その半額を助成するというものでございます。

73ページに参りまして、中ほどの扶助費2億5,850万8,000円ありますが、この中には未就学児と妊産婦に対する外来自己負担助成事業1,650万7,000円が含まれております。

また、下から3行目、介護保険特別会計繰出金7億191万8,000円につきましては、介護給付費、介護予防などの地域支援事業、職員の給与費などの経費について繰り出すものでございます。

79ページをお開きいただきます。下から5行目、地域子育て支援センター事業委託料251万3,000円ありますが、新たに地域子育て支援センターを設置し、子育て環境を充実するものでございます。

８０ページに参りまして、上から３行目に児童手当がございます。合計で３億７,７０４万円でございますが、現在１万円の給費は第３子以降に限られておりますが、新年度から３歳未満児につきましては、一律で月額１万円給付に改められることとなっております。

また、同じページの一番下の施設整備工事３億８,５００円でございますが、プレハブ施設のさたけ、はたそめ、くめの放課後児童クラブに空調設備を整備するものでございます。

８７ページをお開きいただきます。衛生費でございますが、老人保健事業費の委託料の中ほどに、基本健康診査委託料６,２４９万６,０００円がございます。これは新たに内臓脂肪症候群、いわゆるメタボリックシンドロームを把握するため、ＬＤＬコレステロール、腹囲、尿酸などの検査項目を追加しております。

続きまして、８８ページの上から４行目のミニドック検診事業につきましても、引き続き推進するものでございます。

９０ページをお開きいただきます。中ほどに簡易水道事業特別会計繰出金１億７,４６０万円がございます。水府地区と里美地区の浄水場の家屋改修事業、里美地区の石綿管布設がえ事業等が主なものでございます。

９１ページになりますが、霊園費の工事請負費１,３００万円につきましては、玉造霊園整備事業としまして、墓所５５区画、駐車場、沿道を整備するものでございます。

９５ページをお開きいただきます。上の方になりますが、工事請負費２億５,８００万円につきましては、清掃センターの焼却炉等の補修と定期整備工事費でございます。

９７ページをお開きいただきます。里美クリーンセンター整備費でございますが、総額で６億４,４４４万８,０００円を計上しております。１９年度と２０年度の２カ年で整備するものでございますが、現在の生し尿処理対応型から浄化槽汚泥対応型への機能を変換しますとともに、処理能力も１日１０キロリットルから１５キロリットルへ拡大するものでございます。

次、１００ページをお開きいただきます。農林振興費に入ります。工事請負費の中の集落道整備工事８,５０５万円、高齢者等活動生活支援促進施設整備工事３,３４０万円につきましては、新山村特別対策事業としまして、集落道は里川町において、前年度に引き続き整備をいたしますとともに、高齢者等活動生活支援促進施設は、新たに小菅町に整備をするものでございます。

１０１ページに参りまして、下から２行目、経営構造対策事業費１億７,９０２万５,０００円につきましては、みずほ農協が行うライスセンター整備事業に補助するものでございます。

１０４ページをお開きいただきます。農地費でございますが、ここには農道、用排水路等整備事業費を計上しております。工事請負費２,１８２万円は、農道、用排水路、ため池等の整備費でございます。また、負担金、補助金としまして、県北東部地区広域農道整備事業費負担金６,３４９万４,０００円、小妻地区ふるさと農道整備事業費３,７８０万円、県単土地改良事業費補助金２,９６０万円等を計上しております。

また、１０５ページの一番下の農業集落排水事業特別会計繰出金１億９,７６０万円でございますが、中野小島地区の整備がほぼ終了しましたので、佐都４地区の整備に本格的に着手してまいります。

110ページをお開き願います。一番上の有害鳥獣等被害防止対策事業費140万円につきましては、鳥獣による被害を防止するための電気さくを購入した場合に、その費用の一部を補助するものでございます。

また、中ほどに地域産材を使用して住宅等を建築した場合、その経費の一部を助成する木造住宅等建築助成事業費870万円を計上しております。

113ページをお開き願います。補助金でございますが、中ほどに空店舗活用事業費161万1,000円、中心市街地活性化推進事業費270万円を計上しております。空店舗活用事業につきましては、中心市街地ににぎわいを創出するための取り組みに支援をするものでございます。

116ページをお開き願います。工事請負費としまして、観光施設整備工事費3,586万3,000円を計上しております。これは西山公園駐車場のトイレの建てかえ、竜神大吊橋広域広場ののり面整備などでございます。

また、117ページに補助金、助成金がございますが、各地区それぞれのイベント補助としまして、3,072万2,000円を計上しております。

123ページに移ります。土木費になります。道路新設改良費でございますが、地方道路整備臨時交付金事業1億3,200万円、道整備交付金事業1億8,400万円、その他道路新設改良事業としまして7億4,800万円余を計上しております。地方道路整備臨時交付金事業、道整備交付金事業につきましては、合併特例事業といたしまして、里野宮白羽線、大門幹線、磯部天神林線、栗原小島線を整備するものでございます。

その他の道路新設改良事業につきましては、猿ヶ橋線、沢目小目線、大草線、中沢線、青木線、蛸橋岸内線、山根線、賀美小前線などを整備するものでございます。

126ページをお開きいただきます。上から6行目に都市計画道路再検討調査業務委託料650万円を計上しております。都市計画道路につきましては、将来の交通量などを予測し、そのあり方につきまして再検討をするものでございます。

127ページになりますが、公園費の工事請負費1,720万円につきましては、地域住民を交えたワークショップによって進めております消防庁舎跡地の公園整備でございます。

128ページをお開きいただきます。街なみ環境整備事業といたしまして1,183万9,000円を計上しておりますが、これは西二町小公園整備と、修景施設整備費補助が主なものでございます。

続きまして、駅周辺整備事業費9,078万4,000円でございますが、これにつきましては本年度から合併特例事業と位置づけまして、駅周辺用地測量、駅前広場整備実施設計、駅舎建築設計などを行うものでございます。

129ページになります。中ほどに下水道事業特別会計繰出金6億9,460万円がございます。公共下水道事業は、市街化区域周辺部及び真弓町、磯部町、上河合町などを管路整備とあわせまして、市街化区域内の雨水対策計画と市内全域の污水排水整備計画を策定いたします。

また、特定環境保全公共下水道事業は、汚水処理場の汚泥処理施設、自家発電設備を整備しますとともに、久米町、大里町、葉谷町、大平町、和田町、松平町で管路整備を進めることとして

おります。

131ページをお開きいただきます。住宅建設費に委託料608万円を計上しています。市営住宅ストック総合活用計画に基づきまして、磯部町団地を建てかえるため、測量、地質調査、基本設計を行うものでございます。

137ページをお開きいただきたいと思います。消防費に移ります。中ほどに工事請負費がございますが、消防機具置場建設工事2,373万円につきましては、天下野町と上高倉町に整備をするものでございます。

また、防火水槽につきましては、8基を設置する計画でございます。

次に、自動車購入費2,000万円でございますが、本署の消防ポンプ自動車が購入してから15年を経過して老朽化しておりますので、これを更新するものでございます。

138ページをお開きいただきまして、一番下の洪水ハザードマップ作成委託料1,393万4,000円でございますが、大雨等による洪水の危険などに対処し防災対策を強化するため、ハザードマップを作成するものでございます。

続きまして、139ページになりますが、避難所表示板設置業務委託料374万1,000円につきましては、金砂郷地区、水府地区、里美地区の小中学校等に避難所の表示板を設置するものでございます。

同じく139ページ中ほどの自主防災組織補助金310万円につきましては、5町会を目安に自主防災会の組織化を推進するものでございます。

150ページに移らせていただきます。教育費に移ります。下から5行目、中学生海外派遣事業471万1,000円ではありますが、中学2年生24名をオーストラリアに派遣するというものでございます。

151ページに参りまして、学校建設費ではありますが、委託料2,264万2,000円につきましては、峰山中学校校舎建設に向けての用地測量、地質調査、基本設計委託でございます。

また、工事請負費1億5,490万3,000円につきましては、里美中学校旧校舎解体工事と外構・整地工事などでございます。

また、151ページから幼稚園費を計上してございますが、市内の全幼稚園におきまして実施をいたします3歳児保育、預かり保育に係る経費につきましては、この幼稚園費に計上してございます。

また、世矢小学校のパントリー整備工事費につきましては、153ページの中ほどの工事請負費に計上してございます。

155ページをお開きいただきます。155ページ中ほどの報償費、謝礼等786万3,000円を計上してございますが、これは小学校単位で設置を進めます放課後子ども教室のコーディネーターやボランティアなどに対します謝礼でございます。

161ページに移らせていただきます。161ページ、一番上の子供の未来を拓く実行委員会助成金135万円ではありますが、子供の体験活動等を推進する実行委員会へ助成をするものでございます。

続きまして、167ページをお開きいただきます。167ページの市民交流センター費でございますけれども、開館から18年を経過しまして、照明設備が老朽化しておりますことから、照明設備改修工事費2億4,675万円を計上したものでございます。

大変恐れ入りますが、それでは11ページの方にお戻りいただきます。11ページまでお戻り願います。第2表債務負担行為でございます。里美クリーンセンター施設整備事業の工事監理業務と整備工事につきまして、今回、その期間、限度額について、それぞれ記載のとおり債務負担行為をするものでございます。

12ページをお開きいただきます。第3表地方債でございますが、起債の目的はそれぞれ記載のとおりでございますが、限度額を総額25億9,910万円とするものでございます。起債の方法、利率、償還の方法につきましては、ごらんをいただきたいと思います。

次に、197ページ、議案第30号に移ります。議案第30号でございます。

平成19年度常陸太田市国民健康保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。第1条が歳入歳出予算でございます。事業勘定の歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ61億4,335万8,000円と定める。第2条が一時借入金でございます。一時借入金の借り入れの最高額は、事業勘定1億5,000万円と定める。第3条が歳出予算の流用でございます。平成19年3月6日提出、市長名。

204ページをお開きいただきます。事項別明細の歳入でございますが、第1款国民健康保険税は、本年度16億6,370万6,000円。昨年度と比較しまして、879万8,000円の増を見込んでおります。

次に、第3款の国庫支出金でございます。本年度15億9,787万7,000円で、昨年より998万2,000円の減となっております。内容といたしましては、保険給付費の増による国庫支出金の増があるものの、老人保健拠出金及び介護納付金が減、さらには高額医療拠出金が減となっております。

第4款の療養給付費等の交付金につきましては、14億3,342万円で、昨年より5,327万円の増となっております。これは退職者にかかわる保険給付費の増によるものでございます。

次に、第5款の県支出金でございます。昨年度と比較して1,518万3,000円の減となっております。これは国庫支出金と同様、老人保健拠出金、介護納付金、高額医療拠出金の減等によるものでございます。

第6款の共同事業交付金につきましては、昨年度に比べて3億9,428万3,000円の増を見込んでおります。これは昨年10月からの制度改正、30万円を超え80万円以下の再保険制度である保険財政共同安定化事業の新設によるものであります。

206ページをお開きいただきます。第8款の一般会計繰入金につきましては、4億2,109万5,000円を見込んでおります。特にその他の繰入金につきましては、保険税補てん分として、昨年同様8,000万円を計上しております。また、支払準備基金繰入金につきましても、3億495万8,000円を計上し、一般会計からの繰入金同様、保険税等の補てん分として充てております。

次に、２０８ページをお開きいただきます。歳出でございます。第１款第１項の総務管理費、また第２項の徴税費につきましては、昨年と比べ若干の伸びを示しております。これは人事異動によるものでございまして、その他事業費等については、一般会計の予算編成方針同様、経費の削減を図っております。

次に、２１１ページをお開き願います。２１１ページ、第２款保険給付費でございます。合計で４０億７,０７３万円、昨年と比べ１億１,４６８万３,０００円の増となっております。これは１人当たりの保険給付費の増によるものでございます。

２１３ページをお開きいただきます。第３款老人保健拠出金の減につきましては、前々年度精算による減。

第４款介護納付金につきましては、国民健康保険に加入している４０歳から６０歳までのいわゆる第２号被保険者数の減によるものでございます。

次に、第５款でございますが、昨年１０月の制度改正により、新たに３０万円を超える高額医療に対する共同事業として、保険財政共同安定化事業が新設され、それに伴う拠出金として、２１４ページにございますが、４億１,９８２万円を計上してございます。

２１５ページの予備費につきましては、保険給付費の備えとして１億円を計上しております。

次に、２２３ページをお開きいただきます。議案第３１号でございます。

平成１９年度常陸太田市の老人保健特別会計の予算は、次に定めるところによる。第１条、歳入歳出予算。歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ６６億１,９８５万９,０００円とする。第２条が歳出予算の流用でございます。平成１９年３月６日提出、市長名。

２２８ページをお開きいただきます。事項別明細、歳入でございます。第１款支払基金交付金のうち医療費交付金３２億７,１８４万６,０００円は、昨年に比べまして１億１,０４８万６,０００円の減となっております。これは公費負担率が４％増となったことに伴いまして、支払い基金からの交付率が逆に４％下がったための減であります。

次に、第２款国庫支出金、第３款県支出金、第４款繰入金につきましては、ただいま申し上げました公費負担率がふえたための増となっております。

２３０ページに歳出がございます。第１款の医療諸費につきましては、６４億１,１２８万１,０００円で、昨年に比べまして９,１５７万３,０００円の減となっております。これは受給者数の減によるものであります。

第２款第２項繰出金１億６,８５２万６,０００円につきましては、平成１７年度決算に伴う一般会計への繰出金でございます。

次に、２３３ページをお開きいただきます。議案第３２号でございます。

平成１９年度介護保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。第１条が歳入歳出予算でございます。事業勘定の歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ４２億３,３６８万円と定めるものでございます。第２条が一時借入金でございます。一時借入金の借り入れの最高額は、事業勘定３億１,０００万円と定めるものでございます。第３条が歳出予算の流用でございます。平成１９年３月６日提出、市長名。

240ページをお開きいただきます。事項別明細，歳入でございますが，第1款の保険料でございます。65歳以上の第1号被保険者保険料が2,612万1,000円，率にしまして3.9%の増となっております。これは税制改正に伴う激変緩和措置と，高齢者の増によるものでございます。

また，3款の国庫支出金，4款の支払基金交付金，5款の県支出金につきましては，介護給付及び地域支援事業に係る費用額の増によりまして，5.1%から5.2%の伸びとしております。

次に，242ページをお開きいただきます。7款繰入金ですが，繰入金につきましては，一般会計繰入金は，介護給付件数の増によるものでございます。

次に，244ページからは歳出でございます。

245ページ，第1款3項1目介護認定審査会費でございます。介護認定審査会費につきましては，介護認定審査会委員報酬の見直し等によりまして，105万3,000円の減としております。

247ページからの保険給付費でございますが，保険給付費につきましては，第3期常陸太田市高齢者保健福祉計画をもとに，実績等を勘案して算出してございまして，全体として前年度と比較し，1億9,245万6,000円，5.2%の増を見込んでおります。

1項の介護サービス等諸費でございますが，3億8,341万8,000円，12.4%の増，248ページの2項の介護予防サービス等諸費は，1億5,196万6,000円，44.3%の減と見込んでおります。これは，要介護1から要支援2へ移行する割合が，計画よりも少なくなると見込んでいることによるものでございます。

249ページ，5項の特別入所者介護サービス等費につきましては，制度改正による，より低所得者の施設入所者に対する食費，居住費の一部を補足給付するものでございまして，前年度と比較し，3,992万1,000円，18.5%の減と見込んでおります。

250ページ，4款からの地域支援事業につきましては，介護認定を受けていない高齢者を，要介護状態へ移行することを防止するための介護予防事業費，地域包括支援センター事業費，任意事業費でございまして，前年度と比較しまして215万8,000円，3.1%の増を見込んでおります。

続きまして，261ページをお開きいただきます。議案第33号でございます。

平成19年度常陸太田市下水道事業特別会計予算について。平成19年度常陸太田市の下水道事業特別会計の予算は，次に定めるところによる。第1条は歳入歳出予算でございます。歳入歳出予算の総額は，歳入歳出それぞれ19億4,690万9,000円と定める。第2条は地方債でございます。第3条，一時借入金でございます。借入金の最高額を6億円と定めるものでございます。平成19年3月6日提出，市長名。

265ページの方で説明させていただきます。ここでは地方債でございますが，公共下水道，流域下水道，特環下水道及び過疎対策事業を合わせまして，5億5,680万円を起債の限度額としてございます。起債の方法，利率及び償還の方法につきましては，表記のとおりでございます。

268ページをお開き願います。事項別明細，歳入でございます。1款分担金及び負担金の受

益者分担金でございます。金砂郷地区、水府地区の特定環境保全公共下水道が、4月1日より新たに供用開始を予定しておりますことから、3,248万4,000円の受益者分担金をご負担いただくものでございます。

1段下がりにまして、公共下水道事業受益者負担金でございます。新たな加入者が見込まれますことから、386万8,000円増の1,752万9,000円となっております。

3款国庫支出金の下水道事業国庫補助金でございますが、事業の削減に伴いまして6,200万円の減で、4億1,890万円となっております。

269ページの6款一般会計繰入金でございますが、6億9,460万円の繰入額となりまして、2,300万円の増でございます。

9款は市債でございます。下水道事業債4億8,930万円、過疎対策事業債6,750万円、合計5億5,680万円となっております。

270ページをお開きいただきます。歳出でございます。公共下水道費としまして、5億6,666万2,000円を計上するものでございます。

271ページの13節8,761万4,000円のうち、地質調査及び実施設計委託料4,500万円は上河合地区、下河合地区の調査設計に、調査業務委託料2,250万円は太田地区の雨水排水計画の見直しを行うものでございます。

15節工事請負費の3億7,330万円につきましては、大森町、真弓町、磯部町、下河合町及び上河合町において、下水道整備を行うものでございます。

272ページをお開き願います。2目の流域下水道費でございます。これは茨城県が主体となって実施します那珂久慈流域下水道建設工事及び維持管理の負担金となっております。

3目金砂郷・水府地区の特環下水道費でございます。

273ページの13節委託料1億4,673万4,000円のうち、污水处理場建設工事委託料1億円につきましては、污水处理場に建設を予定しております汚泥処理設備及び自家発電設備工事などを下水道事業団へ委託するのに要する費用でございます。

15節工事請負費4億8,100万円につきましては、久米町、大里町、薬谷町、大平町、和田町、松平町において下水道整備を行うものでございます。

274ページをお開き願います。2款の公債費でございます。公共下水道及び特環下水道事業債等の元金2億9,840万8,000円と、利子分の2億6,727万9,000円の合計、5億6,568万7,000円を計上するものでございます。

続きまして、283ページをお開きいただきます。議案第34号平成19年度常陸太田市農業集落排水事業特別会計予算についてでございます。

平成19年度常陸太田市の農業集落排水事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。第1条歳入歳出予算でございます。歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ5億264万5,000円と定める。第2条地方債でございます。第3条一時借入金でございます。借り入れの最高額は2億7,000万円と定めるものでございます。平成19年3月6日提出、市長名。

287ページをお開きいただきます。地方債でございますが、農業集落排水事業費9,600万

円を起債の限度額としてございます。起債の方法、利率、償還の方法につきましては表記のとおりでございます。

290ページをお開き願います。事項別明細、歳入でございますが、1款分担金及び負担金の受益者分担金でございます。金砂郷の中野小島地区が4月1日より新たに供用開始を予定しておりますことから、現年度分3,344万2,000円の受益者分担金をご負担いただくものでございます。

第3款国庫支出金の農業集落排水事業費国庫補助金でございます。佐都4地区の整備に要する農業集落排水事業費交付金1億100万円となっております。

第4款県支出金の農業集落排水事業費県補助金でございます。金砂郷の中野小島地区への県の補助金及び推進交付金でございます。

291ページの6款繰入金の一般会計繰入金でございます。1億9,760万円の計上となっております。

第9款は市債でございます。佐都4地区の整備に要する9,600万円を計上するものでございます。

292ページ、歳出でございます。1目総務管理費でございます。293ページの13節委託料には5,680万3,000円を計上し、このうち処理施設保守点検業務委託料3,727万2,000円は、既に供用開始をしております里野宮地区など7地区の維持管理費に要する経費となっております。

25節の積立金506万5,000円につきましては、議案第3号におきましてご説明をさせていただきました、常陸太田市農業集落排水事業債の償還基金の設置、管理及び処分に関する条例の制定に伴いまして積み立てを行うものでございます。

294ページをお開きいただきます。2目施設整備費でございます。このうち13節の委託料1億600万円につきましては、新規採択地区となっております佐都4地区の全体設計等を委託するものでございます。

15節の工事請負費1億650万円につきましては、佐都4地区の管渠布設工事費に要する費用となっております。

2款公債費でございます。里野宮地区など8地区の農業集落排水事業債の元金7,751万5,000円及び利子の4,974万7,000円の合計1億2,726万2,000円を計上するものでございます。

次に、303ページをお開きいただきます。平成19年度常陸太田市戸別合併処理浄化槽設置整備事業特別会計予算でございます。

平成19年度常陸太田市戸別合併処理浄化槽設置整備事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。第1条歳入歳出予算。歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ4,203万4,000円と定める。第2条一時借入金。一時借入金の借り入れの最高額は1,000万円と定める。平成19年3月6日提出、市長名でございます。

これは里美地区のみの事業でございまして、平成11年度から特別会計により実施をしてまい

りましたが、１８年度をもちまして事業が終了したことに伴いまして、１９年度は施設の管理が主な事業となります。

３０８ページをお開きいただきます。事項別明細の歳入でございます。１款の使用料及び手数料、戸別合併処理浄化槽使用料１,１３３万２,０００円は５１４戸の使用料を見ております。

また、第２款で２,８７０万円の一般会計繰入金を見ております。

次に、３１０ページ歳出でございます。戸別合併処理浄化槽設置整備事業費の中で、委託料１,８７５万円でございますが、浄化槽清掃の委託料、施設管理委託料が主な内容でございます。

３１１ページの第２款の公債費１,２８７万４,０００円は、これまでの起債の元金利子償還金に充てるものでございます。

次に、３１９ページをお開きいただきます。議案第３６号平成１９年度常陸太田市簡易水道事業特別会計予算でございます。

平成１９年度常陸太田市の簡易水道事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。第１条歳入歳出予算。歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ４億８０７万４,０００円と定める。第２条が地方債。第３条一時借入金で、一時借入金の借り入れ額の最高額は５,０００万円と定めるものでございます。平成１９年３月６日提出、市長名。

まず、３２２ページの第２表地方債でございますが、６,５２０万円は簡易水道事業債として起債を起こすものでございます。起債の方法、利率、償還の方法につきましてはごらんをいただきたいと思います。

次に、３２５ページをお開きいただきます。事項別明細の歳入でございますが、最初の分担金及び負担金でございますが、１１７万２,０００円、これは新規加入者の負担金を見込んでおります。

第２款の使用料及び手数料であります。使用料は１億３,１９１万円を見込んでおります。

諸収入の雑入につきましては、道路改良に伴う配水管等布設替補償費、その他雑入として２,６１７万７,０００円を見込んでおります。

次の３２６ページの市債につきましては、簡易水道事業債として起債を起こしている分でございます。対前年比８,０６０万円の減でございますが、これは取水堰工事の完了等に伴いまして、大幅な減となったものでございます。

次に、歳出でございます。３２７ページには、１款の事業費、一般管理費７,６９４万５,０００円を計上してございます。

また、３２８ページの１款の事業費の維持修繕費でございますが、次ページの工事請負費２,４９７万５,０００円は、浄水場施設整備工事でございます。

同じく事業費の目の配管費の中の工事請負費１億５０３万３,０００円でございますが、これは石綿管布設替工事と同改良工事に伴う配水管布設替工事費でございます。

３３０ページの公債費でございますけれども、元金と利子の償還金でございます。

３３９ページをお開きいただきます。常陸太田市宅地分譲事業特別会計予算でございます。

平成１９年度常陸太田市の宅地分譲事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。第１条

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ710万円と定める。第2条一時借入金の借入額の最高額は200万円と定めるものでございます。平成19年3月6日提出、市長名。

歳入歳出の内容につきましては、344ページでご説明させていただきます。344ページでございます。歳入ですが、1款の財産収入では、本年度予算額1区画分の460万円を見込んでおります。

2款は繰入金、238万4,000円でございます。

3款の諸収入は、家庭菜園入園料等でございます。

続いて、歳出ですが、1款の事業費の677万円は一般会計繰出金のほか、主なものとして、広告料や草刈委託料などでございます。

2款の予備費は33万円でございます。

議案第38号、39号につきましては、水道部長より説明をさせていただきます。

○議長（高木将君） 水道部長。

〔水道部長 西野勲君登壇〕

○水道部長（西野勲君） 議案第38号及び議案第39号についてご説明申し上げます。

初めに、議案第38号平成19年度常陸太田市水道事業会計予算について、別冊となっておりますが、予算書の3ページをお開きいただきます。第1条が総則でございます。第2条は業務の予定量で、給水件数を1万8,250件、年間総給水量は570万3,246立方メートル、これを1日平均給水量にいたしますと、1万5,625立方メートルでございます。主要な建設改良事業につきましては、7億8,527万5,000円でございます。

第3条が収益的収入及び支出の予定額でございます。収入につきましては、第1款の水道事業収益で11億1,472万1,000円でございます。これは前年度比0.6%の増となっております。

次に、支出でございますけれども、第1款水道事業費用で、10億7,803万7,000円でございます。対前年度比1.2%の減となっております。

次のページをお開きいただきます。第4条が資本的収入及び支出でございます。収入につきましては、第1款資本的収入で、5億6,446万円でございます。これは対前年度比138%の増となっております。

次に、支出でございますけれども、第1款の資本的支出10億4,957万1,000円でございます。前年度比67.5%の増となっております。

なお、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額4億8,511万1,000円は、留保資金等で補てんをするものいたします。

第5条が企業債の定めでございます。起債の目的は、水源及び送配水施設建設事業でございます。限度額を5億1,800万円と定めます。

第6条が一時借入金でございます。限度額を5,000万円と定めます。

第7条が予定支出の各項の経費の金額の流用の定めでございます。

第8条が議会の議決を経なければ流用することのできない経費でございます。

第9条は他会計からの補助金であります。この会計へ補助を受ける金額は、1億4,915万7,000円であります。

第10条がたな卸資産の購入限度額でございまして、1,000万円と定めます。

平成19年3月6日提出、市長名。

予算の内容につきましては、予算明細書によりご説明申し上げます。

25ページをお開きいただきます。収益的収入及び支出のうち収入でございまして、営業収益の1目1節水道料金は9億1,619万3,000円を見込んでございまして、地区別では常陸太田地区の給水件数1万4,483件で、6億7,346万3,000円でございます。金砂郷地区給水件数3,767件で、2億4,273万円でございます。

26ページをお開きいただきます。営業外収益2目7節の一般会計補助金でございまして、常陸太田地区2,183万3,000円は、未給水区域解消事業の企業債利子の補てんのためでございます。金砂郷地区1億2,732万4,000円、これは経営経費に対する補助でございまして、トータルで1億4,915万7,000円でございます。

27ページに参りまして、営業費用の1項1目原水及び浄水費2億70万6,000円で、前年度比22.4%の増でございます。これは瑞竜浄水場、金砂郷地区の3つの浄水場及び取水施設関連の維持管理のための費用を計上したものでございまして、主なものは、人件費のほか、16節の委託料、19節の修繕費、22節の動力費などでございまして。

次に、29ページをお開きいただきます。2目の送配水及び給水費でございまして、1億4,012万5,000円でございます。前年度比7.3%の増でございます。これは各送水ポンプ場、配水管、量水器等の維持管理の費用を計上してございまして、主に、人件費、16節の委託料、19節の修繕費、22節の動力費等でございまして。

次に、31ページをお開きいただきます。4目の総係費1億4,159万7,000円、これは前年度比で22.6%の減でございます。これらの費用は管理的な経費を計上したもので、主なものは人件費のほか、16節の委託料、18節の使用料及び賃借料でございまして。

次に、33ページをお開きいただきます。5目の減価償却費でございまして、3億8,381万9,000円で、説明の中にはそれぞれ工作物ごとに書いてありますけれども、地区別で申し上げますと、常陸太田地区2億4,264万4,000円、金砂郷地区1億4,117万5,000円となっております。

34ページをお開きいただきます。営業外費用1目46節の企業債利息1億8,898万9,000円ですが、常陸太田地区1億2,156万8,000円、金砂郷地区6,742万1,000円の計上となっております。

次に、35ページの資本的収入及び支出でございまして、そのうちの支出でございまして、1項1目企業債でございまして、5億1,800万円、これは対前年度比138%の増でございます。本年度は佐竹配水池の新設、配水管路の整備等、建設改良事業のための借り入れをするものでございます。

2目の工事負担金4,646万円は、公共下水道関連、都市計画関連及び消火栓設置等の事業を

見込んだものでございます。

次に、支出でございますが、36ページをお開きいただきます。1項1目1節の委託料3,265万5,000円。これにつきましては、新設取水場関係設計、及び大野浄水場、金砂郷地区でございますけれども、天日乾燥槽の新設に伴う測量・設計等の費用を見込んでございます。

2目2節の工事費7億3,880万円ですが、佐竹配水池の築造、配水管布設替10路線、公共下水道関連、市及び県関連事業等を計上したものでございます。

2項1目の企業債償還金2億6,429万6,000円は、常陸太田地区で1億6,575万円、金砂郷地区9,854万6,000円の計上でございます。

なお、7ページから24ページまで予算に関する説明書がございますので、ごらんをいただきたいと存じます。

次に、議案第39号平成19年度常陸太田市工業用水道事業会計予算についてご説明申し上げます。

37ページをお開きいただきます。第1条が総則でございます。

第2条が業務の予定量でございます。給水事業所は4社でございます。年間総給水量は、84万2,420立方メートルで、前年度より3万6,500立方メートルの増量となっております。これを1日平均給水量にいたしますと、2,308立方メートルでございます。前年度より100トンの増量となっております。

第3条が収益的収入及び支出の予定額でございます。収入につきましては、第1款工業用水道事業収益で、1億2,706万円でございます。これは前年度比5.9%の減となっております。支出ですが、第1款工業用水道事業費用で、1億2,934万6,000円です。前年度比5.3%の減となっております。

次のページをお開きいただきます。第4条は資本的収入及び支出でございます。支出につきましては、資本的支出4,340万2,000円でございます。前年度比3.8%の増となっております。

なお、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額4,340万2,000円は、過年度分損益勘定留保資金で補てんをするものといたします。

第5条が一時借入金でございます。借入金の限度額を1,000万円と定めます。

第6条が予定支出の各項の経費の金額の流用でございます。

第7条が議会の議決を経なければ流用することのできない経費の定めでございます。

第8条が一般会計からこの会計へ補助を受ける金額を、5,811万9,000円といたしております。これは前年度比8.5%の減となっております。平成19年3月6日提出、市長名でございます。

予算の内容につきましては、予算明細書にてご説明申し上げます。

55ページをお開きいただきます。収益的収入及び支出のうち収入でございますが、1項1目1節の水道料金で5,019万9,000円、これは前年度比1.6%の増でございます。

2項2目7節の一般会計補助金5,811万9,000円、前年度比8.5%の減でございます。

なお、補助金の使途につきましては、経営経費の一部に充当するものでございます。

５目１１節の企業負担金１,８５２万３,０００円は、前年度比１５.１％の減となっております。

次のページをお開きいただきます。支出でございます。１項１目の原水及び浄水費３,２１０万２,０００円は、浄水場などの維持管理のための費用を計上したものでございます。

主なものは、１６節の委託料、１９節の修繕費、２２節の動力費などでございます。

次のページ、５７ページでございます。４目の総係費です。２,４１３万８,０００円は、人件費などの管理的経費を計上したものでございます。

５８ページをお開きいただきます。５目の減価償却費でございますが、４,３０５万９,０００円です。前年度比７.６％の減となっております。

次のページに参りまして、２項１目４６節の企業債利息２,４３４万１,０００円、前年度比２１.７％の減でございます。常陸太田工業用水のみの計上でございます。

６０ページに参りまして、資本的収入及び支出でございます。１項１目の企業債償還金は、常陸太田工業用水道のみの計上で、４,３４０万２,０００円でございます。前年度比３.８％の増でございます。

なお、３９ページから５４ページまで予算に関する説明書がございますので、ごらんをいただきたいと存じます。

以上で、議案第３８号及び議案第３９号の説明を終わります。

○議長（高木将君） 説明は終わりました。

以上で、本日の議事は議了いたしました。

次回は、３月８日定刻より本会議を開きます。

本日は、これにて散会いたします。

午後２時１７分散会